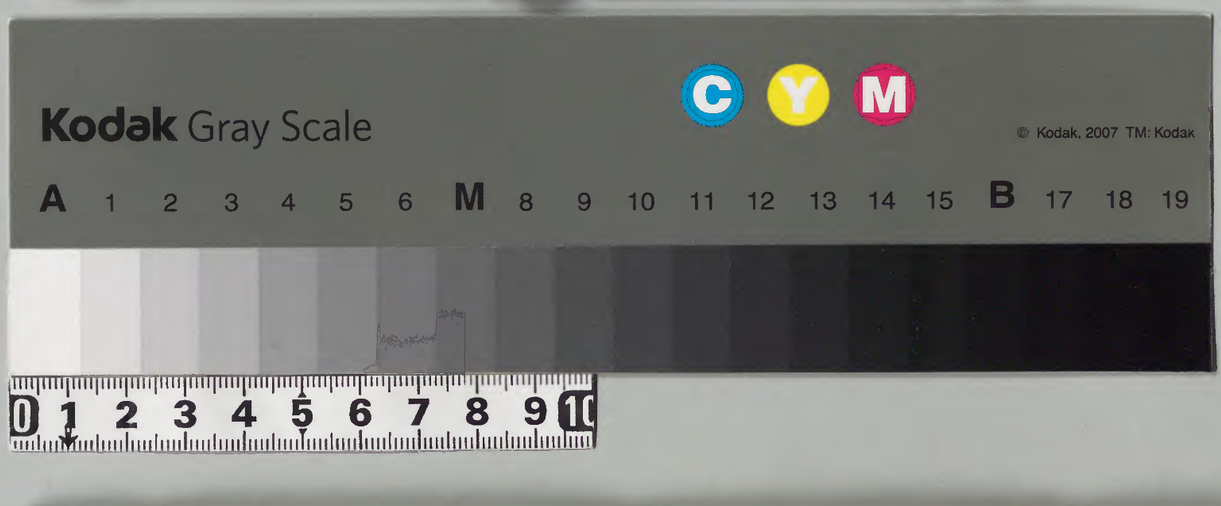

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

類聚名物考巻之

○人物部 四

武家 貴介

○贈正二位権大納言殿 神祖御父 御諱廣忠卿

○人皇百六代後奈良院御宇天文十八己酉
年三月六日岡崎の城にて卒し給ふ享年廿四歳に
して逝去しまします故に其火葬しまゐらする
へき能見山松應寺の地に御遺骨をは成道
山大樹寺に納め給ふ御法名は瑞雲院慈政道幹
大居士と申し奉る此時東照宮はわつかに御齢八才
ましまして駿州にまします尾張國織田家よりいくさの
ためにまかりてまします武徳編年集成等
二条 本村 高敷村 御陣十方にまします旨載す

○道甫 御諱清康君

日本政府図書
淺草文庫
花迺家文庫

○武徳編年集成　巻七
時城不詳生
寛文中勅使下向
寛文十年庚戌
寛文十一年辛亥
神君為
土人覚
倉庫
神現山善徳院
の画像
小祠
自筆
高　自然相和
享保道南
八月十日

○德川三郎殿　信康君

○武徳編年集成　十二　元亀元庚午年八月廿八日
神君の御子三郎殿御年十二にて御元服し給ふ御年
十三にて織田信長諱の字を贈られて信康
と称す（天正七卯年故ありて生害なり）今
の岡崎殿の城主也　御世に左近大入道宗雪
同左近に命して猿楽を催し是をきこしめす　折節
御一族譜代外様の諸士登営して見物す　又
参詣の町民も見物を許されて饗応ありけり
上下各感あり（御世左近のころ今の能組は十番
を定めしところ此年前元亀のより始まる所なり
のつゝき神君よりの御沙汰によりて勤むる也）

○源右大将頼朝公

○南郭文集　初編巻八　二　源論　源右大将家
は義経範頼の事なりしかと　○神皇正統記　又第
八十二代第四十四世後鳥羽院（中略）東國の頼朝

弟範頼義経をもて此の仕事をさせて義仲をせめて滅
ぼしてのち平氏をも西海へせめくだし平氏
ほろびて天下静謐になりしかば巨擘と成りて人民の
安からんことを願ひて此事を行ひ其威をふるはせて
めぐみふかくして平氏滅亡してより天下みな君の所
まかせられにけるを頼朝勤功あるによりて
天下は自ら權をとりて君もまかせられ
まつりてこれより王家の權は衰へ武家に諸國をまかせ
給ひて後の由を國司の職にあてゝ東國をはじめとして
諸國の庄園に地頭を補せられ
東國は皆此人にまかせられて頼朝は従五位下前
右兵衛佐なりしが義仲追討の賞に叙爵し
正四位下に叙して平氏追討の賞にまた叙爵し
て従二位に叙して建久の初めにはじめて京上して
しばらくありて一度に權大納言に任じて又右近大將

以前も将軍家より辞退ありけれとも叡慮なり
依て数年をへしとも猶辞退しけれともその撰
金の御子なりしかの後征夷大将軍に拝任
ところ仁は天下の東方のまもりに成する平氏
の乱より南都の東大寺興福寺焼失せしは東
大寺の後再上人としてありしハ公家よりも
委任ありて将軍も深く随喜して猶又再興
と供養の儀ありし所也ともに行れしを有
難きことなりや将軍もかくれし京より且ハ
結縁のためは且ハ警固の為也けり

○鎌倉右大臣　実朝卿　○此父ハ右大将頼朝
卿母ハ北条時政の女也
○公卿補任　建仁三年九月叙従五位下補任
征夷大将軍建暦元年二月正二位建保四年六月
権中納言六年十月内大臣同十二月右大臣　左大

将軍七年正月薨廿八　○樗本　鎌倉右大臣ハ
かける歌人と云ふを得る古人の新作に並べていとも
[illegible]
作る歌風にて[illegible]退屈の心なしとぞや
うく作ることかなはねとも作らぬ人骨にし　○今
世の家々にて[illegible]を撰集として右明月記の
中にも和歌の道のことのみ[illegible]　京極黄門
の家にて作る人[illegible]万葉集なとにも入られける
ものありけるその歌新勅撰にも入られけり

○鎌倉将軍　頼経公
○北条九代記五　二位禅尼より故右
大将頼朝卿の姉の婿権中納言藤原能保卿の息女
室としてその腹の息女ハ後京極摂政良
経公の北政所となり其の後光明峯寺の関白九
条道家公の御子なるを故右大将家の御一族

○靈壽院　同　息女

○東山殿

○室町殿　上ノ通リ

○室町殿日記云元惠雲院地也○山城名勝志云惠雲院今慈照寺是也○京華集　文明十五年六月廿七日准三宮大相國初移東山新殿天子詐動為東山殿又賜名紙夫為室町殿　親長記同○曇華院殿日本一列の僧しかも造營をつくるもの

○鹿苑院　公方

○足利將軍義政公の法名鹿苑の字の掛那代酔世二十六鹿苑在羅漢ともの字を用ゆ

○芳春院殿　同　息女

○山城名勝志八下中央果證顯夢氏公母ノ牌所證真同公室也靈壽同息女也○華持院記云果證院殿贈一品大夫人淨明寺殿御臺夢氏御母康永元年十二月二日逝去○證真院殿贈一品大夫人夢氏同室

○果證院　夢氏母ノ

○證真院　同室

○靈壽院　同　息女

○東山殿

○室町殿日記云元惠雲院地也○山城名勝志慈照寺是也○京華集　文明十五年六月廿七日准三宮大相國初移東山新殿天子詐動為東山殿又賜名紙夫為室町殿　親長記同○曇華院殿日本一列の僧しかも造營をつくるもの

○鹿苑院　公方

○足利將軍義政公の法名鹿苑の字の掛那代酔世二十六鹿苑在羅漢ともの字を用ゆ

よく考へ〳〵
の叩頭す〳〵十月
事すわと政
ゑをそ〳〵
ぬるそ〳〵
これそ〳〵
そて

○京都の軍義輝公
○二月九日記下永禄二年四月四日
松義輝〳〵
ゑよ叩〳〵同
打死浮
加し同十日
二日ゑ
い今度長

○源氏武家系圖

○石大名頼朝より五代北条氏に系滅ぶまで

の間代々略

足利治乱より信長公迄十

四代八百年小弓公方家

○八幡太郎義家

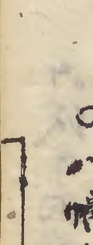

京都将軍家代々

足利尊氏公より十四世

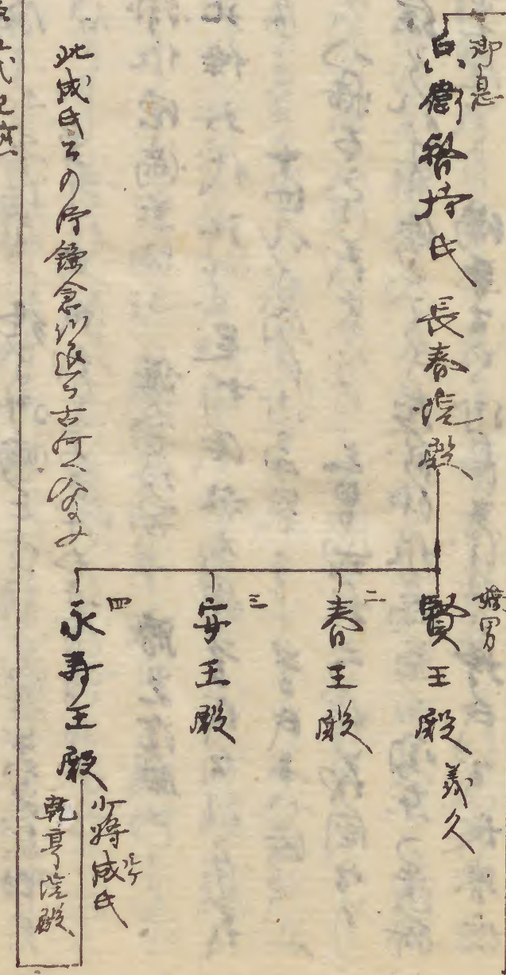

北条五代記

一 伊豆の守護北条早雲庵宗瑞

相州大井の城主となり扨又相州

小田の城迄悉く手に入れ其後

三浦の道寸父子を攻亡し三人

衆の内一人残し置き三浦の名

跡を立てさせ四百貫の地を

嫡男
左馬頭政氏 関東公方と云

嫡男
高基 熊野堂殿と云

後明棄本戸孝範の行より化に其の御名に守られ両氏なり 御戸とはその後孝範別人なり孝也

長男
晴氏公 北條氏總領也 古河公方と云

尊氏公より十代
持氏より五代

上杉憲政と申一味ありて武藏河越の軍に北條氏康とたゝかひ打負ケ終に御滅亡ありしは天文十五年也 童し河越の戦は天文十五年四月廿日也

○左兵衛佐満兼公 鎌倉公方 勝光院殿

○北條五代記ニ曰 足利治部大輔尊氏公より義輝まで十四代の間代々将軍家と申 尊氏より八代 源氏は八幡太郎義家三男式部大輔義国末孫なり 左兵衛佐満兼公関東の主跡継 勝光院と申 満兼公の御息左兵衛督持氏公 長春院殿是也

○源持氏公 左兵衛督 長春院殿 鎌倉公方

○北條五代記ニ曰 満兼の子持氏の御代のうちの比 鎌倉の公方持氏と申 左兵衛督持氏公と申 然るに関東管領上杉右衛門佐氏憲入道禅秀の反逆ありて持氏公と逆心 満隆と一味し関八州にて持氏を背く事ありて又持氏と戦ひ 鎌倉にて持ち相戦ひ持氏公を責奉る ○同記ニ曰 應永年中の比鎌倉の公方持氏と上杉安房守憲基が議は敗れ持氏公は駿河へ落給ふ

○應永廿三年丙申十月 駿河國大森山まで 落させ給ひぬ

○同記ニ曰 應永廿四年 持氏公駿河より鎌倉へ帰り京都へ請人ありて和睦ありて義持公の御勢をもつて持氏公と鎌倉にて合戦ありて持氏公より勝て満隆并持仲を討取 上杉禅秀の将兵へ逆一類悉く誅せられ 鎌倉に帰り給ふ

○同記ニ曰 永享の比持氏公鎌倉にて関東管領上杉安房守憲実に逆心ありて京都の将軍義教公へ謀叛ありしにより京都より讒言ありて合戦ありて持氏公ハ

多く得ること濃州高須弁道場にて同年の秋御伏
春正殿扈従仕奉りしものなり
○西の軍戦氏は三ツ盛り四位少将　乾字流殿
西北の殿　御母は永寿之殿
○北條五代記云
第信農の兄弟の永寿を以て将氏の家督の
跡を継ぎ従五位下大弁及扶桑の守に任ず
時に年廿八歳なり○延喜受文武天皇
御よりの言葉の若し此人永寿之を以て乾
字流の方より伝ふるの天皇御母四位の局の姓氏を改氏
皇統受くる事是なり一男なり改氏を改氏
の姓を言葉に改氏の長男
晴氏と号す十代将氏なり大代是
以古河の号す○今案に永寿之殿後年此
主服を受く四位の子孫なり源氏
将軍家の是中比絶えしものなり

[illegible]の比殿中の御式を書伝今に濫觴す年中行
事なり一巻有り又小笠原氏の年中行事
[illegible]後上杉家に
[illegible]古河の号
[illegible]
[illegible]
の家を[illegible]
[illegible]
の号
○北條五代記云
西の御門の殿氏は源氏なり上杉右京亮憲房の猶
子弾正少弼なり七尾一族海掃部助と叫
ばれし人なり○同記　文明三年卯の年の事なり
成氏公上杉と和睦古河に[illegible]
ます○同記　文明十年戊成七月十四日成氏古河に[illegible]

○源政氏ら　左馬頭
○北條五代記ニ　普国東ニ北条
（甲斐守）
子氏ら家の
の茅ヶ　左馬頭源政氏ニ謁
是ハ左京伝助氏ニ
○同記　文明十八丙午年二月ニ相州
○熊野堂殿　源守
○本戸孝範家集　和歌の
東海道
○北條五代記ニ　満重埼氏ニ
一孝範　熊野堂ニ
代記ニ　満重埼氏ニ
○今案ニ本戸
○同記　永正四年
九月ニ

古河の公方様と申し○同記ニ永正四年公方政氏公
と子息高基公御不和にして義明出奔して関東浮楯となる

○源晴氏公　古河公方

○北条五代記ニ曰　高基公の嫡男晴氏公ハ尊
氏より十代持氏より五代也是ハ古河の公方と
申侍りし　其の後早雲寺長氏氏綱父子して上杉
相模に上し武州総州へ手を出し関八州を猛威に
かけ其の子氏綱ハ高基公の嫡男晴氏を聟になして
公方と仰ぎ輝君とかしつき総州古河に住せ氏綱
か娘ハ小弓の御所義明へも仰付られける氏綱
息氏康代なり上杉憲政と義明と与力して後
扨古河晴氏公ハ憲政と一味して武州河越の城
攻る氏康武州へ出陣して河越の館を救ふ天文十
五年四月廿日合戦有　氏康打勝悉く追討
されけり関東公方絶て上杉家も滅亡と　天文記

と云御かつて是也○同記ニ曰　下総国小弓御所と号し
義明公ハ古河の公方政氏公の次男晴氏公の叔父にて
和らぎし古河の公方様氏綱か聟にて候と下総国高
城を取て後討有て同七年十月七日合戦義明公父
子御舎弟基頼公悉く滅亡す○同記　天文十四
年古河の公方晴氏公ハ上杉憲政と一味し武州河越に
出張有て責られ北条氏康出陣有り同十五年七月
合戦して公方討負け古河へ落られ上杉ハ越後へ敗北
したりけり○同廿三年十月四日北条氏康古河の城
御責落し晴氏公父子ハ相州羽田野へ流し
けり

○左馬頭義氏

○弘治二丙辰年北条氏康天文に
御晴氏公の若君を元服させ左馬頭義氏公
に任し葛西谷へ移り晴氏公ハ和年とかや○同
年十二月廿五日義氏公下総国関宿へ移り○同三年
晴氏公父氏四人流罪のよし

○堀越小河　成就院殿

○北條五代記ニハ云ク又物部ノ小河ト号シ伊豆國
北條ヨリ十九町程東ニ秋山ト云ル所ニ住ス二
人ノ家老ヲ倚ノ侍ト云ケリ伊豆　守ノ代ニ成テ
早雲寺殿ト云ケル人ニ被討ケリ北條ノ九人衆ノ
内ニ入ル人ナリ北條ノ小河ニ住スルヨリ小河ト
名乗ケリ大ナル山ノ麓ニ住ケルヨリ山内ト名乗
ケリ小河ノ館ハ今ノ天下寺ノ処ナリ舎下ト云ハ
北條ノ九人衆ノ内ニ伊豆ノ北條ニ物部ト云ル人
有一軍ノ初ニ先ヲ懸ケルヨリ名ヲ舎下ト云ケリ
一説ニハ小河ノ館ハ九老ト云ル所ノ北ニ有ケル
ヨリ舎下ト云ケリ

○同記ニ云ク其後早雲寺殿ヨリ後所ニ
居ヲ在所ト云ケリ伊豆國ニ北條ノ小河ト云ル
処ハ今ノ天下寺ノ処ナリ三宮ト云ハ裕政
初ノ名ノ由ル所ナリ九老ト云ハ今ノ伊豆
守ノ屋敷ノ東ノ方ニ有ケル処ナリ今ハ畠ト
成テ家ハ無ケリ

○同記ニ云ク其後早雲寺殿ヨリ後所ニ
居ヲ在所ト云ケリ伊豆國ニ北條ノ小河ト云ル
処ハ今ノ天下寺ノ処ナリ三宮ト云ハ裕政
初ノ名ノ由ル所ナリ九老ト云ハ今ノ伊豆
守ノ屋敷ノ東ノ方ニ有ケル処ナリ今ハ畠ト
成テ家ハ無ケリ

○源氏明ヨ　ノ條ニ小河ノ所

○北條五代記ニ云ク北條小河ノ城モトヨリ
吾モ生ヲ吾トヲラス天文ノ比ヨリ北條ノ家ノ

（貼紙）
「一貫吟氏之領地
なるべく古河の事
吟氏ヶ」

織田備後守信秀

武徳編年集成 村高敷 天文十八年己酉之月
三ノ尾別家智加寺森の城ヲ拵テ御台御母
平信秀 享年四十二歳 次男之
弟信長 十七歳 家老衆ヲ随ヘ上洛ノ
節ヲ以テ安氏記ヲ考ル 愛長 年

武徳安民記 天文十六年丁未春 信秀
岳父ノ宝寿院殿ヲ駿河ヨリ迎ヒ取ント
シテ自数ノ企ヲ以テ池田勝政神島ヲ則ノ
家ノ子孫ヲ随ヘ数万ノ軍勢ヲ率シテ
退ノ為ニ十月廿日ノ夜ヨリ野山ヲ越シ美濃十三
ノ内ヲ焼払ヒ家ノ子孫ヲ随ヘ数万ノ軍勢ヲ率シテ

織田信長公 平姓

戦国記上巻 九條源中納言植通ノ息女ヲ娶ル 世ニ如ク世ニ
所ヲ去ル 此ノ公家ノ姫君ヲ娶ル 上洛ノ
節ヲ以テ 安氏記ヲ考ル 信長ノ
腹ニ有リ 九条殿ノ孫ニ 外
腹ニ有リ 外伯父ニ 大佐ノ
外伯父ニ 崇見寺ノ一宇ヲ建ル 崇見寺

とゝ家のゆつ

○織田信忠　號九之介　○信長公の嫡男にして大雲院
とまうし、松京都寺町四条にあり。大雲寺といふ
此名の建立用基にし安土論にて法華宗と
此堂の縁はありけるよし、それを稱しなさし
元亀三壬申年正月元服す　初名奇妙　御曹司

○織田三之助信雄　初名茶筅丸　○信長公の二男
北畠具教卿の養子となる

○織田三七郎信孝　○信長公の三男
神戸蔵人盛友の養子となる

○豊臣秀吉公
○太閤記上　貞俊或説秀吉公は尾州の侍の御家
東ゆくりなく、つれ中村殺藥院とて曰く現在尾州
の民間より出て、それは筆[illegible]にて知らし[illegible]筆頭として
[illegible]て[illegible]にて歌道殺の[illegible]て移しとらん[illegible]

わるゝ雲上の交りはなりしと。但母は[illegible]侍内裏の
御厨子所の下女なりしが、ゆくりなく玉体に近づきに
なりしに、ある夜の夢に日輪子宮の御孕をを
何時より懐胎しまして後、生れ、天上に成り
又ら[illegible]神の言をまつりて、すまひに入る。御受想に感
して現に懐胎しく、その夢想合せて[illegible]
信長に[illegible]御令に許され、勝利を度向して、己が子
まり年ころ[illegible]御所[illegible]直すに九州に
[illegible]、安藝の毛利と對陣し[illegible]水責にせんと
数日を經て、秀吉の御着は向ふ惟任日向守に六月
二日、信長公は[illegible]、殿[illegible]その
天下[illegible]
上洛と[illegible]
[illegible]御帛合戦[illegible]但[illegible]
[illegible]

武徳安民記　慶長四年四月十八日　勅而秀吉ノ祠ニ廟号ヲ豊國大明神ト賜リ　勅額ヲ被掛楼門　翌十九日正辻宮秀頼ノ代参ハ福嶋正則及青木紀伊守一矩也　神君モ指玉フ　御東帯　御輿　其外諸大名社参ス　廿日ニハ於豊國社有四座之猿楽洛中男女群参シテ為見物各堪能ヲ尽シ諸人殆ト驚耳目ケル　○豊臣譜　慶長之年四月十八日前関白太政大臣従一位豊臣秀吉薨於伏見城年六十二　葬於洛東南遍河弥陀峯築墓其巓構祠其藏以下部其カ神主四年四月十八日勅賜秀吉社諡豊國大明神　頴後陽成院宸翰也　○山城名勝志　在大佛殿東南廻廊内豊國社頴破之後営此塔号國泰寺雲山俊龍大居士　○瞎餘操筆下豊臣秀吉ハ日輪の化現とも母の夢よりの胎内ニやどるとそ

[illegible]尾張の[illegible]
[illegible]人ニ八須賀の[illegible]
[illegible]家のごとなるよし[illegible]
振のごとく他[illegible]
○江村専斎雑話上　秀頼公御代[illegible]
[illegible]行列ありしとき[illegible]
完上度の[illegible]
[illegible]室町通[illegible]南へ[illegible]
[illegible]ニまきの[illegible]
浮なり[illegible]
人八[illegible]
[illegible]大[illegible]
秀頼[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

○武徳編年集成柿村高敦著 全五冊 秀吉十七ヶ条の奴
隷ゟの名代ニ而多助ゟ新
領ゟ村々ゟ出ス事ニ而ゟ多助ゟ子孫之
同年五 永禄 (主)
秀吉ゟ秀吉七ヶ時廿
女の名ニ而柴田勝家丹羽長秀の両名世ニ
ゟ義ゟ名ゟの一字ゟ
○豊臣秀頼
○武徳安民記廿九 秀ゟ長ゟ年ゟ月廿七日 神君
の御吹挙ゟ依ゟ淀之
ゟ辞ゟ同八年四月
徳ゟの姫君ゟ
ゟ秀頼十一歳ゟ
大ゟ別所 後栄徳院ゟ
ゟ同七月廿日姫君伏見ゟ

○上杉顕実
○北條五代記ゟ上杉氏
ゟ尾ゟ為宗ゟ合
住濃のゟゟゟ森ゟ
ゟゟゟゟ
石ゟ東ゟ頃
○京都将軍家御一族
○毛垣流殿年中行事
吉良ゟ三伝
○石橋尾張守治美一ゟ
伊川ゟ村廿輔美

類聚名物考巻之

○人物部五

武家 臣

○坂上田村麻呂

○神皇正統記云 第五十代第廿八世桓武天皇の御時東夷叛乱しけれは坂上田村麻呂を征東大将軍として遣はして平けしめ給ふ まことに此田村丸は武勇人に勝れたりき 近衛の将監より少将中将をへて將にいたり 大将をへて大納言にいたる 文武の華しける納言しのきまてに其子孫は今も文士となり侍れり ○日本後紀 弘仁二年夏五月丙辰大納言正三位兼右近衛大将兵部卿坂上大宿祢田村麻呂薨粟田別業時年五十四 ○田村傳記 弘仁二年五月廿三日丙辰田邑麻呂奄然而薨年五十四 贈二位 同廿七日庚申戌二剋葬於山城國宇治郡栗栖村今俗呼馬背坂 于時有勅調備甲冑兵仗劔鉾弓箭糒塩令合葬向城東立窆之云々

○平惟茂 これもち ○余五将軍

○平惟茂は余五将軍といふ 俗云余五將軍 平兼忠の男貞盛養子となり 信濃守帶刀従五位上鎮守府将軍也 後世に伊を信濃國戸隠山の妖鬼を斬し猿害の話 紅葉狩の見にかの維茂か城氏の祖也と云 蒲原郡岩尾村の平等寺に其墓あり 又信濃國小縣郡霊泉の内に四層八稜の塔あり 墨書ありて云 双の古墳ありて余五将軍の建る所なり

○余吾大夫 よごたいふ

○十訓抄第二 …中納言 和田丸といふの代の人なり

○信太小太郎

相馬の新門の後

○世の人伝つて常陸國

春村曰此信田小太郎の事、舞の本のうちよりあり作り物語ふう

○源頼光勅命

○赤染衛門母ニ屏風の歌ヲ乞ニ遣ス

○藤原保昌

○千加万吉と申若党の保昌ニ対面の事

村上天皇の女御[illegible]廣平親王の御母[illegible]頼光
[illegible]名大江山の四騎退治の事[illegible]保昌が母
[illegible]ゝ故宮導[illegible]
方の叔父なり○今[illegible]梅[illegible]保昌の例[illegible]表[illegible]母
[illegible]
[illegible]一條經[illegible]

○源頼政

○和漢三才圖會[illegible]山城[illegible]伴國[illegible]
七十二末[illegible]平等院宇治殿之任
頼政者頼光[illegible]後參[illegible]
[illegible]幼善射善和歌[illegible]
[illegible]帝時射落天上之[illegible]甚必大
[illegible]有忠戰治承四年[illegible]滅平家[illegible]
顯保元平治之役有忠戰治承四年[illegible]滅平家[illegible]
[illegible]平等院[illegible]扇自殺其子仲綱[illegible]
[illegible]
[illegible]

○明月記　天福二年七月十二日癸天快晴定
修今月朔書状到来於平家産所祈侍法十二壇
五度延引支煩多在世六日於義時孫右大男郎在実
一人資賊滞突切腹之後入或狂気自害云々云々
南行騎者斬之又在小庄是賊合戦云々露顕此
一門年々毎六月有支匪直也云々　○八月廿六
日金蓮持来関東出家案文見之　○裏書云関東
七月廿九日成時葬送　○時房泰時義村民部権少輔書不知之人
此下ゟ悪略之　○尚の事ゟの文之名写文写之
略也日東臨之参内候也老ゟ記也

○大江廣元
○北條九代記云嘉禄二年六月十日大江廣元入道
覚阿卒去也行年八十三右大将頼朝公より此方
の御時より弁而武家御政務の依合人なり法
華堂の上に葬送し故右大将頼朝公の御墓の傍に
埋すへし

○東乃中務尉
○明月記貞永二年二月七日未時件東乃中務
尉云々武士東入前行家長於是書状自所持腰挟
刀取身不能對面之間自門外以着直垂之
舎車其衣与家内不取越之或説云其年承久
依為仏九条大納言殿之蟠卅老及而於在世跡
室之知音多の也ゟ其所後漢文之海也
○貫若集　遠江守云々
○日蓮上人の文ゟ〔illegible〕
一明の〔illegible〕藤原姫部参下事跡老巫の内に委く見ゆ
○八島冠者
○明月記貞永二年三月四日豈賀寂来云次
云巻流浪伐之守護佐之於宋八島冠者先年
被於今出仕於前子孫為流浪伐守護代云々
○藤原秀衡
○清衡亦羽の鏡なとに見ゆ

平泉寺記ヲ天治二年丁未十月廿九日ノ事ト
[illegible]義経記ニ文治四年十一月廿日ノ事ト
[illegible]ノ誤ニヨリ平泉ニ在ル九十二年ナリ

○佐原十郎平義連 在衛門少尉
○舅加文集上ニ佐原義連碑 佐原氏者相州
三浦之族而其先出自平姓矣義連之曽祖曰為
継為継父曰為通任長門守是為三浦之祖為通
父曰忠通忠通父曰良文良文之子也為継子曰義継義継子
者乃平祖高望王之子十子一男義宗是杉本之祖二
曰義明祖太介生十子一男義澄呼別當義二郎是矢部之祖三男義久是
男義澄呼別當義二郎是矢部之祖三男義久是
大多和之祖四男義春是多々良之祖五男義季
是長井之祖六男宝行七八九子失其名十男義
連所謂佐原十郎即是也 高倉帝治承四年之夏
源武衛頼朝卿勅奥雪義明以母當阿之秋八月

二十三日石橋山之戦源軍敗績武衛匿形而去
翌日三浦与畠山戦于油井濆小坪坂三浦利斬
首五十余級室忠度之奮撃義連掌操兵(短)急當
之室忠危畠山従者阻之言曰三浦畠山為聯族
何冤如此敵哉而室忠免雪時上総介廣常為金
田大夫頼次以七十餘騎属三浦雪室忠欲雪前
日駈二十六日率其黨来三浦聞之保衣笠城畠
山攻之義澄義連力戦拒之義明謂之曰両日戦
剿兵疲矣盡汝等當逃去尋君之處君之智也人
不得而害之汝在安房上総二州之間支東國誰
不源家人雖一旦随平氏豈忘舊恩哉必皆帰雪
汝切勿懐二心我既老矣不可徒行不可馬乗汝
砍我去恐亦不能也及其不能則人必笑我言白
頭所謂能多少不死於城而死於徑矣又必笑甬
言苟遺其親肆諸道路矣吾獨留于此汝等往矣

宣忍生戮力建君抗世而鎮先坐所在、以孝奉之、
是予之願也、我累世為源家之臣、今幸逢君之起
義兵而為之致死、盡喜之哉、但不親君之拜日
本大將軍而死、此遺恨耳、老泯法然、沾直斬袖、兄
弟已下、歸江不肯行義明之連去而其志不可回
也、皆不獲已、踰城指安房國而赴焉、二十七日、畠
山逐被城殺義明、時義明百六歲也、叟北条父子
悉寄四郎義實、近藤七國平等、自土肥岩浦乘船、
亦指安房而渡、与之、浦遇海上、拍手相懽、二十九
日、武衛掉篇舟著房之猟島、北条等迎拜之、敷日
嵯峨、畠山来伏焉、武衛謝之、浦言、
不受降者、大事不可成、當為忘私讐、三浦義介辞、
五年之夏、武衛選善射者十一人、直宿寢處義連
其一也、武衛泉州海之與、逍遥于三浦、折義明之
舊跡、設盛饌饗之、武衛宴樂、無貴無賤、
乱觴歌舞、時武衛脫水干、賜里莒四郎、郎命著之、
上絽介候之曰、若廣當者、今當拜受之、而義實蒙
此賞、則意外之事也、四郎嘆曰、廣常自負功名雨、
豈叱義實之忠哉、二人爭欲兵、武衛不敢下言辞、
義連出叱云、義實之吹泡、先可朝後日、制止之、安德帝
寿永三年春正月、武衛遣両弟蒲冠者範頼、九郎
義経、為節度使、帥兵数万、誅木曽撃平氏、二十日
両将攻木曽軍入洛、義仲走、義澄義連等追之義
仲遂被誅、二月七日源平決勝一谷東西両口之
戦、雌雄相争、勝敗未決、義経以精兵七十餘廻
至鵯越、郎言、可以九郎為範而馳駆、深入険阻、頭
上嵯峨、目下谿谷、進退窮而士卒厭義連進曰、此
是三浦之馬場也、先驅義経、従之士卒皆馳、揚声
放火、音響于谷、烟舞于風、城中以為大軍襲来、失

慶而潰焉、義連兵名於是乎籍甚矣、四年之春
禹將追伐平氏於西州、義澄義連従有戰功焉
後鳥羽帝文治四年、秋七月十日賴家朝臣始著
鎧、具儀仗、嚴義連進御劍、五年之春正月九日朝
臣有弓始之礼、使射手十人行之、義連其一也、夏
召北條三男於幕府、命元服、武藏守參河守以下
相列著座、三献礼畢、武衛命加冠、義連辭室命曰、
止首引笠沙辭亦可也、然往年江浦遊宴之時、廣
常義實喧競之處、汝克治之、於今乎不忘之、此小
童者、内室之所寵異、將来託之、不可固辭、義連乃
進加冠、字曰時連、秋、武衛東征、源軍破伊達之勢、
攝山之要害、區于西城戸、國衡血戰禦之、義澄義
連励衆戰疾攻急而國衡孤之、與師撓敗、源軍衆
勝追之、武衛令義連整旅擊之、而泰衡遂授首、武
衛使義澄義連等討其餘黨、而奥羽悉平矣、武
衛賞功臣、而義連於會津城鎮東北矣、建久元年
冬、武衛上洛、義連扈従任左衛門少尉矣、二年秋
八月九日、賀朝公生、義連献護刀、四年夏、武衛將
冨士野、曽我夜擊之習、召時宗於幕下、曽士侍左
右、義連其一也、未義連斷金之志、武衛并察之、乃
出御則先後之、每有事則与於此等嘗司和泉紀
伊両國守護職矣、武衛任征夷將軍之時、使義澄
奉勅使之海東諸國、思義明忠孝之言也、人皆感
義之矣、抑義連兄弟之不觀親之死与漢士之王
陵趙苞異世同情之事也、可不哀哉、可不憐哉、其
扶父而去則既已不能也、儻与父共死乎、或与父
共降乎、此皆父之不可許也、然則与其違父
命而孤無益也、寧相君而継父之志者耳、使程子
諭之則亦可与王趙同断、寧即未可知也、義連毋
伊東氏生盛連之子、光盛為葦名之祖、葦子

泰盛、次盛宗、次盛貞（直）次盛次詮盛次盛高次盛
久盛久無子、季盛俗云、季子盛次盛次盛流
盛流無子、季盛舜云、季子盛氏是時中興仙道来
服季季子盛興早世而佐宗氏絶矣異姓更立家
臣相勠而國亦滅也頼茂上杉氏蒲生氏加藤氏
封于茲、上杉轉封蒲生無嗣、加藤國除、寛永二十
年之秋、大將軍源大猷院様公封芳五中將肥
大守正之于此矣、太守讀書好学、為政有法度、嘗
遺家臣循行封疆、而義連廃墓在耶麻郡、嘆曰先
封之主、名将之迹、我後人之所以可圖不朽也、遂
為此懿石建碑屬嘉銘之、于茲是考其譜表事実、
勒諭之、繫以銘、欽銘曰

佐原之系、平氏之族、世仕源家、久得定食、
大介始謀、十郎丕孚、継父之志、共臣之職、
維肱維股、維心維腹、李固断金、趙峻匪石、

（朱）花色最好

（朱）明月記　文治二年三月小廿九日、花色最好、蒙
勅宣、中将公通、遂電之間、天下可警策之由、仰付
之、又中宮之御方、依世間煩物忌、二月二日、
御産所已被渡、未知男女、七日三条乳母来
申、若君御誕生、殊勝之事、其後又無音信、
多以不審、

（朱）吾妻鏡　文治二年三月小廿九日、花色最好、蒙
勅宣、中将公通、遂電之間、天下可警策之由、仰付
之、又中宮之御方、依世間煩物忌、二月二日、
御産所已被渡、未知男女、七日三条乳母来
申、若君御誕生、殊勝之事、其後又無音信、
多以不審、

（朱）世々の皇統記　文治二年三月小廿九日、花色最好、蒙
勅宣、中将公通、遂電之間、天下可警策之由、仰付
之、又中宮之御方、依世間煩物忌、二月二日、
御産所已被渡、未知男女、七日三条乳母来
申、若君御誕生、殊勝之事、其後又無音信、
多以不審、

（朱）後深草

男踐祚、舍元陵、貴育　御宴治乱　京冠追北
身生二浦　名揚一谷　興役之勲　會封之禍
内大守挙　銘少尉城　圓方方趺　過者可式

寛元八年戊申仲夏初三日　山崎敬義撰

福

院の宮右二手に別れ攻め給ふ尉公の城より平睦明ら
者討死しぬ子孫永く絶えず
鐘会魏景麿記
主馬入道盛久
和漢三才圖會七十二 山城 神祠 音羽山清水寺
主馬入道盛久 盛國末孫 平家滅亡後竄于京都
當作等身千手觀音像安于清水寺本尊右傍千
日參詣当頼朝公令北條四郎時政探求之傳聞
盛久毎夜詣清水寺仍待之遂生捕送于鎌倉令
拘囚景時向盛久之宿頭旨趣而不白状雖然以
平家童代家人仰土屋三郎宗遠二又沙二十八時二月
於由比濱刎頸尚西念仏又向南念仏数十遍而
宗遠将斬首其左乃折復於之亦然特光明二節
照盛久身宗遠驚遣使訴其行状且頼朝北方夢
老僧来清盛久赦免北方向曰汝誰人乎答曰我
洛陽東山清水觀音(擬)也覚告云頼朝罔赦宥盛久
孔罪鴻鵠紀伊之國内本鎮(平家物語ニハ南島流長門本有)
之盛久頭座芝在鎌倉(塔ノ辻道ヨリ七尺四方有)

熊谷直實

○伊香保紀行 (正徳丙申)
廿四日廿五日の間に熊谷の里に宿る駅長直実の
系譜を写しとらんとするに直実の孫氏なり 熊谷の次郎直実
氏なり 桓武帝の御子葛原親王の御孫高望王
より十七代の御子也 初め平家に属し後に源氏に
属し石橋山一谷の合戦
家一蓮と号す 十四

東鑑ニ文建元年十一月廿四日丁丑條ニ直光と書ケル
墳代ニ相當ル物決ノ所ニ直實ノ弟非ノ如クナレハ大ニ
ヲヒテ直光ノ誤ニシテ直實ノ弟ニ非ルヲ知ルヘシ
抑モ二谷ノ戰ニ平敦盛ノ美ナルヲ見テ是ヲ助ケント
思ヒシ熊谷次郎直實ハ後ニ出家シ蓮生ト號シ
同年ノ秋ノ比ニハ敦盛ノ菩提ヲ弔ハンカ爲ニ
ハルヽ〳〵ノ旅ニ向ヒシ事ハ平家物語ニ詳ナリ
○青龍左衛門藤原
北條九代記ニハ
己直ノ人ヲ
人大場十三郎ニ
向ヒ自殺セント
岡青龍左衛門尉ノ
射發ツル所ノ
ナリシカハ
ノ家ヲ
ヲ知リ
發ツル
相州ノ
出テ
家ヲ
里知ノ
ヲヒ
細布ノ

○山名宗全　左仲門堺
○應仁記上　山名右金吾入道宗全、延永十一年
甲申三月　廿四日病歿、東山大
る島山名菩提寺ニ葬豊二或ハ禅
姉男ニ次ニ改豊ニ云
○山名伊豫守　教豊
　　教豊
○山名二郎　政豊
○畠山丈内大輔　教国
依テ西ノ禅門ト號ス
北村伊賀ノ例ニ
○畠山中務大輔　政光
ト云ノ人数ニ又云ル
所ノ領ニ大夫ノ判無
○斯波修理大夫入道

○山名宗全　左仲門堺
○應仁記上　山名右金吾入道宗全、延永十一年
甲申三月　廿四日病歿、東山大
る島山名菩提寺ニ葬豊二或ハ禅
姉男ニ次ニ改豊ニ云
○山名伊豫守　教豊
　　教豊
○山名二郎　政豊
○畠山丈内大輔　教国
依テ西ノ禅門ト號ス
北村伊賀ノ例ニ
○畠山中務大輔　政光
ト云ノ人数ニ又云ル
所ノ領ニ大夫ノ判無
○斯波修理大夫入道

家金二男ニ
○諸家記墓ニ
家金ノ
○畠山次郎　東山大ノ
○畠山次郎　東山大ノ
所ノ領ニ大夫ノ判無
○斯波修理大夫入道

従五位下此國守なし義敏の父也斯波家代々下之
同形と云也

○松永弾正少弼

○二川分流記下 永禄三年庚申二月四日上答
方様義輝公ゟ此年内に御前之好節に依而修理
大夫ニ任し其上此同息孫二郎ハ筑前守ニ任し其上同
松永弾正ハ弾正少弼ニ任し其上此廿三人御相伴ニ
被召加へ同十日ニ皆々其内へ御下向也

○大友左衛門督義統 従四位下侍従 入道宗巌と云
頼朝右大将家の時豊後守護ニ任し大友一流の
能直嫡孫北五ハ後胤ニて世々豊後の府内ニ在
城し其後に九州ニ威を振ふ宗巌の父参
議義鎮入道宗麟ハ足利将軍ニ属して
鎮ニて義統ハ朝鮮陣の時大閤の怒ニ而次の領
國没収せられ毛利輝元ニ預られ其の子

侍従従五位下宗五義宗ハ 神君へ歸参
の後ハ世々の家ゟ出て三千三百石を賜り牛
込ニ宅地を賜り 台徳公の御時ニ至て父の宗巌
此國ニて大坂方ニ与せしにより義統も力なくして関東へ
来りし後ミ父の死刑にも及へき所を佐竹義宣へ
預けられし後ハ又御許ありて其息義宗ニ賜る
所ありしハ義統の七男左兵衛督義政早世しけれハ義
宗か後ハ二男左京亮督義勝家督を継て有
る其息宗しく家督ありて義宗の子ハ
松野右京正照より外若年一生浪人なりしか其子
松野六郎左衛門親父ニハ宝東人より而の
弟義孝ハ召され 巌有公の御時ニ召出され
常憲公の此三家の列ニ入 近江守ニ任し四
位の侍従まて昇りし 其家ハ與りし 廿従ハ大友近江
守義孝入道抄房也
氏従家氏記也

○ 源頼信濃守
　任官の人〻康富記 大外記 中原師守記 ニ見エ 摂津守 信乃守 ト
　源頼信任乃守中略 ト同時ニ見エ 又 松田秀興
○ 松田丹後守秀興
　人数ノ一
○ 三好筑前守源長慶
　廿四日管領代 三好長慶 任官 ト
○ 三好修理亮
○ 永禄八年六月廿五日将軍義輝公ト三好
　筑前守ノ一類ト三好修理亮同ク悪逆ヲ企テ二代将軍義輝公ヲ弑シ奉リ
　静謐ノ年一京都ヲ乱ル 中ニ就キ三好筑前守ノ一類ハ
　本ヨリ悪逆ノ者ナレバ同十一年十月十
　五日ニ三好筑前守ノ一類ハ悉ク同十二
　年ニ三好修理亮ヲ誅ス

○ 同左京大夫
○ 永禄七年甲子七月
○ 義照院殿ノ御弓ノ事

△ 二川合流記下 天文廿年辛亥二月十四日京ヨリ
　御別ノ宣旨ヲ於ク三好筑前守長慶ヲ修理大夫ニ
　申ス方武家進士九郎左衛門尉ヲ以テ
　不苦ヨシ仰ラル九月晦日生害ス京田舎仰天ス計リ所據
　ヲ仰付ラルヽ事ナレバ是非ニ及ハズ 永禄二年庚申
　廿四日ノ巳刻ニ将軍義輝公ト三好
　筑前守ノ一類ト悪逆ヲ企テ二代将軍義輝公ヲ弑シ奉リ
　静謐ノ年一京都ヲ乱ル 中ニ就キ三好筑前守ノ一類ハ
　本ヨリ悪逆ノ者ナレバ同十一年十月十
　五日ニ三好筑前守ノ一類ハ悉ク同十二
　年ニ三好修理亮ヲ誅ス

　永禄四年辛酉三月廿九日 小所據 義輝公ト三好
　筑前守ト和睦ノ事 長慶修理大夫 同息孫四郎
　永禄七年甲子五月九日ニ安定御生害ノ我儀

走

盛城内ニ被誅ける人の怨言ニて如此なれは飯盛ニ長
慶ハ其子の禍難以前より御楽ありし七月四日ニ卒
つ兄弟も世上那候師ゟ擁ナ仏楽隠蔽三ヶ
年以後永禄九年丙寅六月廿四日ニ葬礼於河内
真観寺 同九年寅六月廿四日ニ故修理大夫七
回忌ハ三ケ年目也

○三好筑前守義興 初名孫次郎 長慶の男也

○二川分流記 永禄六年八月廿五日ニ三好筑
前守義興飯盛ニ而芥川の城ニて卒去 長慶の息
下合廿二と云々

○蜷川新右衛門親長入道道標 親元より又代々の孫
○武徳安民記 廿六 蜷川新右衛門よりの若室町家
傾廢の後ニ於容の身となり土州ニ寓居しけるか
井伊直政ニ家臣となり五十人扶持ニ而有年
一揆に襲れ大ニ勝く遂ニ城郭の前ニ退し鈴木

陣し討捕其後ニ献大坂の役には神君蜷川ニ後の
身となく如此武略ニ感するに大事ニ及しく則
賞給ひしく食禄を与へ…言…
候処 ○蜷川氏ハ京都の将軍家の管領の人数すしく
伊勢伊賀ちより 新房ニ初代の親當出奔ありて連歌
もとし後の家しく知遇…其ハ是下五代
ニ而新右衛門ニなりて後世ハ二代親當の子なり
…
一休和尚ハ又代ニ結し二ノ
初代の親當ニ其の後 親元 親孝 親郷 親俊
ニ而新右衛門となり 蜷川少輔十年ニ…の蜷川故
監物親豊の直次ナシ

○松永弾正之親 修理乙之従四位下
此弾正ハ 文正元年 十二月廿九日 新房親基 記
○若臨…の
まるき親大嘗会… 賞可被仰 …
勝…仍任修理大夫 叙従四位下… 井上親
大

…遠座内府の…
…西康寓記し…
…人々…

○飯尾彦六左衛門尉貞運
○老人雑話江村専斎飯尾彦六左衛門尉貞運…書法…飯尾…和歌…
…の筆蹟…尚養…
丸好三よりもらひ…
…仁記上…飯尾彦六左衛門尉貞運…京都…焼…
…のよし…
○飯尾美濃守貞遙
…
○飯尾四郎左衛門尉為脩
…親墓記…
○飯尾下総守為数
…仁…年…
○後荊叟為昭院…
○為仁…年…
○飯尾…人数…
○…親墓記…

石田記 二番…
石田記 四番…

○飯尾彦六左衛門尉貞有
○飯尾大和守…連
○飯尾左近将監為…
○飯尾肥前守…種
○飯尾隼人佐…式
右…

○伊勢伊賀守貞親
…伊勢…
…墓記…
…

石田記

○伊勢伊予守貞国 入道…
…
○伊勢刑部大輔貞…
…

○町野弾正忠…
…

十九

○伊勢侯後守貞愿
守入足照宗鑑公歌友親墓記文の男
のごとく並照院文の次の次の人数なり
○伊勢下総守貞坟
幼名親之丞より貞備の法叔父にして次布施下総守貞房の父にて宝町将軍
家並照院文の次の次の人数なり
○伊勢肥前守盛富
宝町将軍家並照院文の次の次の人数なり
○伊勢備前守盛定
茨城守より盛定
○伊勢伊予守貞宗
人の碑を撰じ十七年にこの諸書をなせし
と赤松が京都没落の軍状をもとにまとめ
○京北山花用院文此
べきの伊勢守貞親の男し祖父は貞国と
○伊勢備中守貞友 瑞松軒
なり父は貞国並照院文の次の次の人数
○伊勢備後守貞親の弟
道真遷次男にして伊勢の法号を
の伊勢常光寺文
○伊勢因幡入道照心
長得院義量の
○赤松満祐
○老人那波エ門なる者 赤松記にはこの善光院文
伊勢のもし始て山名と赤松とお善光院文
ひきしにて伊庭勘
の赤松伐を捨よと

新学ニ達シ一口ニシテ善ク古今ヲ知リ小事ニ拘ラス大事ニ臨ミ屈撓セス善ク人ノ言ヲ容レ己ノ非ヲ改ムルニ吝ナラス山名ノ如キ一旦ノ怨ヲ忘レ善ク其功ヲ賞シ中国ノ固ヲ為シ三男伊則ヲ立テ満祐ヲ除ク等皆人ノ及フ所ニアラス

○多賀豊後守高忠

○二川分流記上 天文十六丁未年十月六日山城ヲ内野西京ニ移ス時ニ三好合力シ合戦ヲ致シ氏綱ヲ攻ム豊後守高忠一戦ヲ遂ケ討死ス

○小笠原大膳大夫長時

○武徳編年集成 村松ノ敗軍ノ後小笠原大膳大夫長時ハ信州ノ浪合ニ退ク小笠原家ニ拝領ノ一刀ヲ以テ自殺ス

○神文ノ儘ノ折紙ヲ写シ置ク

敬白 起請文事

一今度御参洛ニ付而一旦遠州ヘ下国ノ間ニ御留守ノ儀ニ付而ハ御家ヲ為ニ一命ヲ捨テ忠節ヲ抽ンデ可申上候事

一御家ヲ為ニ悪ク申ス者ニ於テハ縦ヒ親類タリトモ見逃シ聞逃シ仕ルマジク候事

一御家ヲ為ニ悪ク申ス者ニ於テハ縦ヒ親類タリトモ見逃シ聞逃シ仕ルマジク候事

右ノ条々若シ違背仕ル者ニ於テハ

梵天帝釈四大天王惣而ハ日本国中大小神祇殊ニハ

愛宕山大権現

摩利支天

白山妙理大権現

富士浅間大菩薩

熱田大明神

八幡大菩薩

天満大自在天神

各御罰ヲ蒙ルヘキ者也仍テ起請文如件

永禄四年辛酉 三月廿日

神文ノ裏ニ

永禄四年三月廿日 山城守

○武徳編年集成 永禄四年三月 長時甚タ大膳大夫長時ハ信州ノ浪合ニ退ク小笠原家ニ拝領ノ一刀ヲ以テ自殺ス

○二川分流記上 天文十六丁未年十月六日山城守内野西京ニ移ス時ニ三好合力シ合戦ヲ致シ氏綱ヲ攻ム豊後守高忠一戦ヲ遂ケ討死ス

○小笠原大膳大夫長時

○武徳編年集成 村松ノ敗軍ノ後小笠原大膳大夫長時ハ信州ノ浪合ニ退ク小笠原家ニ拝領ノ一刀ヲ以テ自殺ス

○神文ノ儘ノ折紙ヲ写シ置ク

敬白 起請文事

一今度御参洛ニ付而一旦遠州ヘ下国ノ間ニ御留守ノ儀ニ付而ハ御家ヲ為ニ一命ヲ捨テ忠節ヲ抽ンデ可申上候事

一御家ヲ為ニ悪ク申ス者ニ於テハ縦ヒ親類タリトモ見逃シ聞逃シ仕ルマジク候事

右ノ条々若シ違背仕ル者ニ於テハ

梵天帝釈四大天王惣而ハ日本国中大小神祇殊ニハ

愛宕山大権現

摩利支天

白山妙理大権現

富士浅間大菩薩

熱田大明神

八幡大菩薩

天満大自在天神

各御罰ヲ蒙ルヘキ者也仍テ起請文如件

永禄四年辛酉 三月廿日

神文ノ裏ニ

永禄四年三月廿日 山城守

○葉室親善新状

○葉室左近将監清忠親善ノ子 吉宗ノ代ニ八叙爵ノ戦功

アレ氏終者ノ言ニヨリテ　南朝吉野帝ヨリ
本領ヲ没収セラル因テ弘治四年七月菊池武
朝ヲ頼テ許ヲ献ス其文曰上略文永弘安年
中蒙古逆賊両度襲来　日本之時高善武房勲
勇於戦場傳名於異域下略文永十一年蒙古襲
来菊池武房赤星有隆戦功アリ　文永　亀山帝

○今川了俊　源貞世
家督ヲ八歳ヨリ七世孫今川上総介國範迄
男子四位下伊豫守源貞世法号機翁了俊居
士筑紫探題職也　和訓云冷泉黄門為秀卿の門
人なり　和訓云風雅并歌書等ニ達せり　撰集し誠ニ多し又
和訓同名ニ書もあり

○今川了俊の事

○範政

○細川勝元　法号龍安寺　石京大史

○和漢三才圖會　山城佛閣　七十二丈　大雲山龍安寺北山
細川家代々塔　細川勝元者頼之五代之後也
将軍義政公時ヲ畠山持國管同為天下執事有
智勇ヲ以名ヲ全屋戦文明五年五月十一日病
死号龍安寺　○應仁記上細川右京大夫勝元永
享二年庚戌ヨリ
十一ヲ年甲申ヨリ
應仁元年ノ丁酉ヨリ
文明九年丁酉十一月ヨリ
十一ヲ年ノ間ノ
細川勝元　初名聡明丸　後右京大夫　初ノ官
○細川晴元　初名六郎　永禄十一年戊辰十月
織田信長ノ
ヲ以テ
ヲ以テ
ヲ以テ
ヲ以テ
ヲ以テ

○細川晴元　入道一清

○二月分流記下

○細川右京大夫改元

○二月分流記上　細川右京大夫改元

領物給ひ

細川晴元

○蒐也武政　肥後守
[illegible]
次[illegible]後[illegible]
病死[illegible]志行天[illegible]
施[illegible]佐[illegible]
[illegible]
[illegible]
親[illegible]太宰府[illegible]
[illegible]
[illegible]
皇帝の[illegible]
本[illegible]
[illegible]
人[illegible]衣冠唐制度、礼楽僅[illegible]
贈錦繡[illegible]年[illegible]二三
[illegible]

○蒐也氏の系譜ハ上[illegible]
[illegible]代武光[illegible]
[illegible]
[illegible]

中ゟ持明天皇ゟ
ゟ御ゟ 後光厳帝の

く三和平〳〵〳〵○同記　弘治二年辰刻今川義
元屋形の御切そく〳〵寄兵ゐ幸〳〵黄よ〳〵
屋刕よ指く織田三郎信長也あし太月十九日義元滅
亡〳〵〳〵○同記九月今川義元辰遠参の一手ま
万文手ゐり幸〳〵辰府ゐ十三京移く攻上る屋刕よ
境目十餘く乱妨み義元ゐ打取て酒宴〳〵
刕ゐ織田三郎信長ゐ也百の人数よ〳〵ま〳〵押ま
百ま〳〵く押ま庄張のまて〳〵がくれと云ま
永禄三年庚申五月十九日義元ゐ信長ら〳〵め
ゐ〳〵ゐ○武徳編年集成ゐ曰永禄三庚申年五
月十九日今川治部大輔義元辰遠参の人数ゐ
兵四万人引率く辰府ゐ発向く三河の
今ゐ辰府周章〳〵失火ゐ看仍ゐ逆寇切ゐ
生ゐ〳〵ゐく水野太郎信元ゐ縁ゐ義
ゐ織田信長ゐ為ゐ討ゐ〳〵ゐ○信長公記ゐ曰
今川義元辰遠参の人数ゐ駿河の内
手放後ゐ無音級ゐ大九文字ゐ天下無ゐ大将
の力ゐ〳〵ゐ義元ゐ事四十二ゐ討ゐ
○同記ゐ曰天文廿三年甲寅ゐ月今川義元辰遠
ゐ〳〵ゐ無沙汰ゐ織田弾正忠ゐ山西ゐ境ゐ
鳴海ゐ城ゐ取ゐ是ゐ西ゐ〳〵ゐ屋刕智ゐ郡
小川ゐ所城ゐ村木ゐ砦ゐ〳〵ゐ村木ゐ砦ゐ
長勝ゐ前ゐ〳〵ゐ糧ゐ〳〵ゐ断ゐ
○今川氏真　早川殿

○武徳編年集成ニ元亀元庚午年二月　今川氏
まつくよりて委細ありて後陽再後の功よみとく
相州小田原よりも北条氏康と侍く北条
氏康早川より曽我まで押よせ氏康早川より
曽我まで押出し懸合の地利の攻防坂東の
○伊勢新九郎氏茂　後改北条早雲宗瑞　平氏
五代ハ早雲ー氏綱ー氏康ー氏政ー氏直
○北條五代記ニ伊豆早雲宗瑞ハ平氏
伊勢新九郎後ハ北條自
山城宇治の人と又一説ニ
先祖ハ桓武天皇ノ大和在原ノ中将
より伊勢ノ国ニ伊勢ノ守平氏ニ
京紙ニ方掛伊勢ノ
天下の政ノ目ニ見ル
中略
伊勢守ニ云ノ
氏親ニ京紙ニ上ル
の娘ニ云ノ
二人の男ニ
小前掛ニ
ちゝ北条ニ
なれハ新九郎
しゝ北條ノ
しゝ北條ノ
り北條又早雲ニ
小田の北ニ相模ニ

伊豆の早雲寺と云寺行くと云ふ相模湾本
の早雲菩提寺の事なるべし其金湯山早雲寺
号は早雲永正十六年八月廿六日逝去し法
名早雲寺殿天岳瑞公大居士と云ふ廿子雪嶺
云ふ故論旨(卸)鍛頴寺と号すと云
東京○同記せる早雲寺の伊豆の
北條氏代々の墓所皆小條原に在りの考ふ
るに早雲寺より前石塔位牌の北條氏北
條姓の小島に住せしと云ふ廿一年の星霜を
経て四代の氏直の時改めて沼津四年八月
の伊豆の地へ目代和泉判官藤原行房の領して
夜討ち義を聞き早雲寺岳に此
所に再興せしと云ふ皆人北條殿
り早雲寺に北條家代々入ると云ふ
云ふ故論旨鍛頴寺と云ふ

○北条九京大史平氏郷　居士

○北條文化記事に曰く昔家康上野佐竹相模の
西の相模を武蔵の西北を北条氏直伊豆相模の
境を小田原を在城し五ヶ国都合廿八万余騎
海陸を守り江戸の領分を大永四年
の比より氏郷の代迄九十年久しく北条氏の
領分の如く治めし故に人民徳化に浴し
```
```

天文六年七月十六日歿行年弐拾
七才一同十月の河越の城より押よせる○同
記す二
る北相模両全陽山長泉寺に葬る其後
墓元許見せよりて俗作の白衣の半掛羅を
頭相模守氏綱より書状を添て的雪
の長兄氏康より家督相続
十九日薨一の法名春松院殿快翁活公大居士
号して下総武衛の城ぐ下総
守代より相模守代々より
一我國を領八州の大将と云伝へ○同
記す早雲より是氏綱に伝
のごとく又玄孫氏康に伝
綱家より早雲宗瑞永正十六年八月十五日
より大永四年正月十三日宮領上杉修理大夫朝興

武州江戸の城を氏綱攻取
在城九年朝興の子上杉弾正少弼憲政
又六年七月十六日上杉弾正武州河越の城を氏
綱攻落ち為ゝ同九年秋廿一日憲政氏綱に
廿一日逝去ありし

○北條氏康 法名 大聖寺東陽徹公大居士
司号 大清軒

○北條氏代記より引合
永禄七年甲子正月廿
日見義弟氏康合戦
所にて氏康勝利
かの時氏康甲斐の武田晴信
弐人を討取る
弐人共に白柄の
鞘切て高麗
五

○北條氏政　別切伝齋　五代記云　法名　慈雲院勝岩
傑公大居士
○北條五代記　四氏政ハ文武の達人にて
和歌、俳諧、茶の湯、何れも上手にて
書くらひ野の方より氏政よりも書
てる住吉の後ろにその言うりうり
ものの今年も緑
が自筆よりも
やうに書
書筆は
出ずるの
水茎の跡
後代に傳
氏政公天文七戊戌年誕生
庚寅の年七月十六日
つゝ
と郷一本之通り
結句為宝院勝岩傑
き十一天正十八寅年七月
城を
人小係家運の
ら
柳生
手
石川伯耆守
換使
持
駿舎戸兵農守氏親介
七

辞世の句
氏政公天文七戊戌年誕生
小田原城
庚寅の年七月十六日
天正十八
つゝ
と郷一本之通り
結句為宝院勝岩傑
き十一天正十八寅年七月
城を
人小係家運の
ら
柳生
手
石川伯耆守
換使
持
駿舎戸兵農守氏親介
七

自害をしてそれを聞古の武士血気の
聞るものしかなりしかるに次年同日清安守氏照の切腹
しかる後小田原城落城
多年郡久領 柳原武蔵守 東照宮小幕中
東北征伐の時 井伊直政 本多佐渡守 両人
軍門にこうべを垂れ 土井利勝 酒井忠世
もって千悔を懲らしめ給うのみ
○北條氏直 北京大夫 法名 松巌院大圓徹公大庵主
○北條大炊助氏秀 法名 秀吉公氏直退治
東國へ發向の年 天正十八年二月十九日京都
于を同廿七日發向 箱根
足柄山 小田原一郭 取巻
濃守韮山城 敵の陳中 小田原和睦の
内後 北條相摸武藏二ヶ國 前の如く
氏直降參 領地 相違

○上杉之弁友原景虎
○北條五代記六
卷之ゝ上杉三郎
ゝ次ゝ天正六年の
也尾景勝原勝頼と一
○北條新三郎
ゝの北條氏康氏政父子
ゝと合戦の事ゝ所ゝ
ゝて云名ゝ北条
○北條綱成
○北條上總守
○北條助五郎
○北條新太郎
三吉ゝ里ゝ國府
なゝゝゝゝ青

○同上卷ゝ目錄ゝ

○多人氏家ゝて助五
ゝ基ゝてゝゝ

○北條氏康守氏親
○北條五代記十
東國ゝ發向ゝ
ゝ年ゝ同廿七ゝ
ゝ北條氏康守氏親ゝ
ゝ戸田氏於ゝ
野但馬守
三月廿九ゝ年ゝ
ゝゝ天地震動ゝ
ゝ所ゝ
今ゝ雪ゝ
ゝ年氏親ゝ
秀吉ゝ對陣
ゝ元岡八州ゝ

秀吉ゝ氏直退治ゝ
ゝ天正十八庚寅年三月十九ゝ京都
ゝ北條氏康氏親ゝ
ゝ戸田氏於ゝ
野但馬守
三月廿九ゝ年ゝ
ゝゝ天地震動ゝ
ゝ所ゝ
今ゝ雪ゝ
ゝ年氏親ゝ
秀吉ゝ對陣
ゝ元岡八州ゝ

城をも過す藤山一城に陥るまでの氏親の武営
わまい天下の此節へ入て行拂る小田原和平の
義よりも味方ては羽柴下総守城中ては太田十郎
中使として見つかりなきに藤山表をのけよとの
とは小田原の存慮のうへに益なきことゝ同しく
氏親みな山の城にはいりたることなし小田原より入て和順
のあつかひ斡旋へきと存 東照宮よりの異見
もありつゝきて 氏親藤山は七城 節の陣中を記
のく小田原和睦の内縁とこそ 以下氏直の条にする合せ見るへし

○毛利元就 大江氏

○武徳編年集成 巻之 弘治元乙卯年十月晦日
毛利右馬頭元就嚴島に陶尾張守晴賢と這全姜か
藝州嚴島の陣に夜討して大に勝て全姜は討れ
四千七百四十余人を斬獲して元就は藝州多治比
より勃興し今度已君大内義隆の讐を服して
二字す帝世の豪傑と云ハ近世に無く偏し称さるは十
之州に領して王法に崇め幕府に於ては士民を
懐け子孫繁栄とせしと云 ○同 巻之十二 元亀二年辛未
六月十四日従五位下大膳大夫兼陸奥守大江朝臣元就
元就卒年七十五歳にして藝州吉田の城にて卒す
も寛仁大度深智鋭才世に称せられ遠なると且卒
書和歌にも猶あつき其の旅日記一冊世に行はれたりとぞ

○上杉家系圖

○北條五代記ニ上杉殿は管領氏にて御先祖は 北條五代記巻一系譜を援く今彰ヲ同せ給
宗尊親王一年鎌倉へ御下向の時御介錯として
勅使の公家より下向の時丹州上杉庄を
給りて武家になり修理大夫にて任ぜられし将軍に
仕て重房足利尊氏杉氏にて賀年の九の以後何事も
家に上杉修理大夫重房の子孫なり

十

○勧修寺流理右大臣房後北院御室　堀河頭中将　法名道悟　又武蔵守

子　庫頭憲房　法名道悟　道号雲峡　丹州ニ住ス　瑞雲院ト京都ニ於テ建立ス　法名ヲ以テ号ス　四條河原ノ合戦ニ討死ス

民部大夫　受領安房守　憲房ノ弟　上州ニ別邸後ニ国ヲ初メ　ノ官東ニ領ス　法名道昌　道号佳山

孫　兵庫頭憲時　安房守　憲房ノ嫡男　法名道号　敬堂　道灌祖母ノ父

二　兵部大輔能憲　安房守　憲房ノ子　法名般若

安房守憲実　大全長基　鷹永十二年八月十九日　光照寺殿　領地ヲ賜ル　法名禅秀

辰十二月十日廿八歳ニテ　三年度領地ヲ

孫　九作氏憲　安房守　憲実ノ嫡男　法名仰之梅　鷹永十二年ニ月四日廿四歳ニテ

安房守憲重　芝山ノ麓ニ住ス　憲春ノ養子ニシテ　立ラレ　ノ人ニ

一人　一人　離苦丸　石亮　憲忠　長棟　享徳三年十月

国立公文書館
National Archives of Japan

十七日 鎌倉山内 上杉管領 扇谷 上杉修理大夫長尚
[illegible] 西 [illegible] 小山 [illegible] 嘉忠 [illegible] 持 根 [illegible] 持氏 小
生害 [illegible] 即氏 [illegible] 永寿 [illegible] 信濃 [illegible] 嘉忠
い [illegible] 越 [illegible] 伊豆 [illegible] 入道 [illegible] 昌賢 永寿 [illegible] 北 [illegible]
[illegible] 忠 [illegible] 一 [illegible] 国 [illegible] 嘉忠 [illegible] 天下
生害 [illegible] 氏 [illegible] 持 [illegible] 嘉忠 [illegible] 詰 [illegible]
上杉 [illegible] 一 [illegible] 綸旨 [illegible] 夜 [illegible] 幕 [illegible] 上杉 [illegible] 家長尾
一 [illegible] 洞 [illegible] 綸旨 [illegible] 古河 [illegible]
[illegible] 氏 [illegible] 関東 [illegible] 治国 [illegible] 百民 [illegible]
和睦 [illegible] 国 [illegible] 一統 [illegible]

○上杉顕定 氏 [illegible] 鎌倉 [illegible] 上杉 [illegible] 家 [illegible] 棟梁

[illegible] 鎌倉山内 [illegible] 上杉管領 [illegible]
和 [illegible] 合 [illegible] 印 [illegible] 鎌倉 [illegible] 鎌 [illegible] 在 [illegible]
[illegible] 鎌倉 [illegible] 鎌 [illegible]

○北條文化記云 永正七年七月廿日 上杉顕定 武蔵
州 [illegible] 舎弟房 [illegible] 永正 [illegible] 上杉顕定 武蔵
之 [illegible] 牛 [illegible] 於 [illegible] 毛尾 [illegible] 毛尾為景 [illegible] 合戦 [illegible] 討 [illegible] 手勝 [illegible] 鎌
西 [illegible] 為景 [illegible]
[illegible] 毛尾 [illegible] 乃至 [illegible] 合戦 [illegible] 討 [illegible] 被 [illegible] 鎌
後 [illegible] 塚 [illegible] 毛森 [illegible]
利 [illegible] 永正七年 [illegible] 高
若君 [illegible] 富東 [illegible]

○同記云 上杉氏於 [illegible] 管
[illegible]

○上杉憲信
虎 [illegible] 被 [illegible] 鎌倉 [illegible] 上杉 [illegible] 滅
[illegible] 鎌倉 [illegible] 被 [illegible] 鎌
京 [illegible] 杉 [illegible] 軍家 [illegible] 管領 [illegible] 杉 [illegible] 軍家 [illegible]

十三

実は婦人輝虎と
主る年之事景虎
○上杉之事景虎
○北條氏代々上杉
世柳なの上杉輝虎
と親ひ終ま和睦の
もくろや民屋と一味の
之ことを養ふ所也
是よりそ之ことを
後く柳山家老ふ
御ふ輝虎ハ天ふ
なく上杉之ことを
なる輝虎ハ天ふ
ふの曲輪ハ二の
二の曲輪ハ日の
ふる景虎ハふ
府中於館の城
ふふの城と遠
春日山ふ城ふ
一味とまよく
春日山一人数
勝手ふまふ

[illegible]山の本城景虎ハ二の曲輪ふ景勝の曲輪ふ
在しの時ふさふふ柳ふむふ計策や
りふふふふ。景虎ふ
澤彦ふの家老小倉丹後守初め法行景虎ハ
敬ふもふの心ふめく
景勝同ふふ人数ふ
二の曲輪ハ日の下ふ
ふる景虎ふふ
府中於館の城ふ取ふ北城丹後守ふ
ふふの城ふ遠ふ澤彦ふ
春日山ふ城ふ
一味とまよく
春日山一人数ふ
勝手ふまふ

ゟ取る種兵衛信海ゟ菊作和ゟ取ろうと
うよ人数の心ゟ
ゟ取ろうと三ヶ年養ゟ取ろうと注有
ゟ取ろうと領信ろの二心の人ろ
猛宮のろ乾侮の心あり是人の暗推
なろ

○武田信玄　晴信　大膳大夫　○永禄九年丙寅二月十三日武田晴信入道信玄ゟ北條氏康ゟ明
意ゟ大條ろ在ろ武家ろ儀ゟ
鷹狩ろ為ゟ
かろろろろろ　天文廿年辛亥
二月十三日晴信
名ゟ改ゟ時ゟ
ろ廿一日ゟ

○上田安德斗

○北條五代記ろ永禄九年の春武州松山の上
田安德斗ろ北條氏康ゟ為ゟ北條早雲ろ
○三浦介道寸　法名道寸

○北條五代記ろ永ろ九年壬申八月十三日相州
岩槻城ゟ三浦介ろ道寸ろ居城ゟ北條早雲ろ
道寸ろ同ゟ住吉の城ゟ移ろ
年ゟ三浦介ろ道寸ろ北條早雲ろ○同記永ろ
ろ道寸ろ三浦介ろ
ろ○同記　同十五年戊寅七月十一日三浦介義
意ろ
新井の城ろ三年ろ
ろ父ろ切腹ろ
ろ○又ろ同記第九巻ろ道寸
乱ろ

○三浦荒次郎義意　彈正少弼　三浦介ろ道寸ろ男
○三浦介ろ道寸ろ男荒次郎義意相模の三浦
ろ住り先祖ろ三浦大介義明ろ三浦荒次郎義
澄ろ年忌ろ合戦ろ

同国岡崎の城に住し給ふ伊勢新九郎氏茂入道早
雲と戦ひしか其頃永正九年八月十三日城を開退き
同住吉の城へ移りて年久しく相ふせきしか鎌倉合
戦に打負父子一所に雑兵二千余騎にて三浦荒
井の城にこもり三年籠城しけるとて つゐに義
意は切て出て討死と定め腰をもとの侍とも死
すといへとも上杉の救の者もなし時分の養子と
成る三浦の家をつきての後継母の実子一人出来けれ
継母の讒言により世を去我は害せられしとて出家
して小田原の総世寺に住し諸士手をつくし事と
なし 小田原の城主大森筑前守か聟なれは養父の城を
打て是は明応三年九月廿三日討死なり 中村
民部を切殺し其子氏是其の勢に天下許なりのしか
共かれは其次酒宴に其まま荒次郎も荒ふれ
出門を開き切て出 三谷雅楽助も死す細人は死す
かけり太刀にて鞍の前輪に押付首打落しける を見
ふる荒次郎又大太八寸の三家の太刀は持て切てける
まさに鬼神の如く残る者七十余人坪にて三浦殿
切りて死す生害の時の歌に詠は好きこれ
うつ者もうたるる者もかはらけよくたけて後はもとの土くれ
とよみて腹切て死す荒次郎廿一歳なり人に勝れ
長七尺五寸黒髭にて血眼に手足の筋骨あらく
して八十五人力なり家康の合戦の時は鷲の丸の
かし白樫の棒一丈二尺の八角なるをもち打つて切て
めくらせ籠る敵なれは自ら首切て死しけれ
とし首落ちて眼ひらき後まても鬼髪さかしまの如く牙
をむき出し歯をかみ眼の光又日見る人あり
其の時の外一百四五十人の三浦田島まて流れ
其の其まま死して首ありたる合戦は七月十一日
今に年毎に其の日鬼形あらはるる是永正十五年戌

寛七月十六日寅の刻北条小田原の地氏政
切腹天正十八庚寅年七月十一日寅刻七十三年を
経て年月日時刻まで符合する事あり
北條五代記巻九大意
如件

○里見家系

○北條五代記巻之十安房の国の内に城
主十一人安房四人の先祖の名を記す
云々我分領一国の内四人 安西 金囲 丸 東條
と号し四人の守る安房一国の内四人 悦厳七郎
人々の武威を振ふ事なのめならず
いたれば在国の者ども皆これに相従ひ
のみならず西今郷東條もまた相違なく安房
半国の在所々々お悉く手に入れ
房州へ移り安房の国へ入部す

京都の家前より記し置く所の如く京家の者ども
安房へ下向し注す 其人の名
注し置くなり房州四人の中運の尽るや不和を生じ
除かんとの企ありしや東西南北に於て筆刀を乱し
合戦となり此上野里見の庄人石馬介義豊ならびに
かの仕合の上州より安房の国へ移りて安西家
中の家人ども 堪忍もの故なの雷士 味方軍の
罪よりて手を下さず 味方軍のもの
安西を討ち天八幡大菩薩の冥現あり
仮令寄手の軍人数倍勝利
の為なりと雖も人先を一人
共に安房の国へ安西一人母儀ならば安西
いるべからず 安房の国へ
里見の父子二家ども合戦と里見仁
義正しく武器智謀

紹こゝら連歌師宗牧の一条参照ス 宗牧ハ
天皇ヨリ西美濃ヲ賜ハリ守護トナル 守護
十九代義豊ヨリ二代目ノ義尹ノ時ナリ 七代
ノ書モ亦文士物語ヲ記セシモノナリ ○ 同記巻之
六年十二月十六日初卯ノ刻ヨリ雨ノ降ル事
夜ヲ徹シ翌日ニ及ベリ ○ 同記巻之六
御所ノ合戦 井口ノ城ヲ攻落シ氏綱勇
猛ノ名ヲ天下ニ顕ス 氏綱ハ宗牧ノ門人ナリ
ケレバ宗牧ノ記ニ詳ナリ 同記巻之六
○ 浅井後前守長政
姉ヲ母ヒ井口ノ城ヲ攻落シ氏綱ヲ
○ 浅井三代記 十五 小谷城ノ事 一条 八月
廿六日ノ夜長政ノ嫡子喜掲磨ノ雄山和尚ヲ像ノ鋳
ヒ小谷ノ東曲谷ノ石切ヨリ仏石塔ヲ切ラシム
位牌ヲ天安宗清大居士ト長政ノ改名ノ彫付
六

大将ヲ仰ギ敵人ヲ撃ツ 人ノ
ノ人数モ少シ二人ノ
ヲ見ハシノ後母西ノ
ノ後世ノ西ノ望見
ヲ在リ新ニ起 居城ヲ稲葉
ヨリ上総ノ西ノ
見ヲ上総ノ介貴ヲ州
義ヲ同ノ久留里
小幡氏康ノ縁ノ
ヲノ婿ノ義頼ヲ安房
義頼ノ宮義康ヲ
ヲ義頼義康ヲ
白鹿疫病ヲ

国立公文書館
National Archives of Japan

かの石塔の後ろにある所の長政自筆の艶書に思ひを籠
のみえしかの石塔は木村久太郎に仰せて竹
生嶋を八町東の沖中へ沈めさせられしとなり　那古之
人北方は女性の身にて安楽寺を出て信長の許へ送られ
給ふ（信長公）北方は取之にて斜ならず織田上総介は是より
茶々と申しける姫を北谷の北の方後に上臈となりしが秀吉公
寵愛して淀殿の前にて自害と又姫君達は織田殿より秀吉公
の許へ遣はされ一人は秀吉公の妻となりて秀頼公の母
御袋一人は相国　台徳院様の御臺　大猷院様の御袋
君一人は若狭宰相高次の妻となりしかば　○
長政かの男の子は黒系威の鎧着　金猶の菩提所
にて朱柄の長刀振て門打出て切て出けるに　九月朔
日の夜に又四方より追詰けれは貴賤ともに
滅井日向守長政は伯耆守に介錯仕りける
りといへども切腹めされける日向守に取て介錯仕る長

政満年は二十九才母堂は七十八なりける

○井口弾正少弼義氏

○浅井三代記は亮政親孫亮政の子井口弾正少弼義氏に之
を給切腹の事は無　亮政は井口弾正少弼義氏の娘
和らかなる女を嫁に申し上けて縁を相とくらして　四十七騎何も備
出て有之ける事は誠にはからひもとなりしく　大和守大野木の
手は付各召出されける　四十人余地頭山の北さしも
けりける所は岩清水本の根は是日かりしとして甚
取のまわり刻まで守りし　山の谷へ寒参りなりける
味方の内へ井ノ一家の者とし文書し竜頼父の許へ
右の注進しければ竜頼驚きて陳中へ大山寺僧を
しらしかれは歌ふ御伴にて山の谷に向ひて　いかにして一人を
偏に頼みける陳中伺ひ舞勤し長政を
さしむけ二三百斗の地頭山七室八室の城を攻め
大将安藝守陳へつかわしける　御所の人々申し少弼も来る

是くて一番手の指一手より敵陣へ進
ける宅野にて嘉吉少将九
伏和山より黄へ一ヶ所より
ちの者と乃ち和と嘉吉
く敵へ六角方より上ル下ル
首四百三十討ん勝軍嘉吉
亮政伏和山の城へ入敵
此大軍に進ミ兵庫之助
浮田美濃民大将の勢
以て佳ル江北の巻
きのふん敵後より
ん嘉吉勝ミ浅井下野
八神の居ヶ所一箇所
多賀佐渡守

○光人雑話 江村専斎 多賀佐渡守ハ豊後守ノ子ニ
ヶ山城入道宗数ノ弟ニ而 味方の勢
ヶ和ノ桂川の向手
者ハ早く渡ヲ渡ヶ
旗色ヲ見ヶ渡ヶ
養ヲ可

○浅井備前守 為政 長政 賜氏ニ住 行橋中納言 養
源氏ヶ
古徳院様ヨリ 現又也 東福門院
ヶ
ヶ

○浅井備前守亮政
又巻ヶ
○浅井之代記九 天文八年 家督ヲ
嘉吉ノ小谷ノ西小谷ヲ引
居ヶ嘉吉治世十八年 生年大十二ニ

廿三

天文十四年七月十七日逝去ス法号ハ在所丁野村
ノ近在小谷ノ田門山浄土寺ニ葬ル外ニ戒外寺
殿英徹高月大岳士ノ称号ヲ授ケラル
○浅井新二郎亮政 亮政娘ヲ
○浅井五代記ニ九郎亮政ト有リ初名ハ新五郎
○浅井下野守久政 初名ハ新九郎亮政次男
○浅井ノ二代記ニ九次男ノ新五郎ト有リ亮
政ノ如ク初メ備前守ト称シ亮政ノ死後ハ新九
郎ト改メ十八歳ニテ元服ス小谷ノ城主ニテ
弘治二年乙丑新九郎ニ十九歳ノ時ニ井口弾正忠
ノ娘ヲ娶リ永禄十年丁卯久政ニ家ヲ譲リ
又ノ年ニ下野守久政ハ剃髪シテ斎号ヲ称ス
ル天正元年癸酉八月廿七日小谷ノ内小
丸ニテ自害ス

○宇佐美能登入道道盛
時宇佐美ニテ祐筆ノ府ノ十二代ノ後裔宇
佐美左京亮祐孝ハ相模ノ北村無如意輪寺ノ郷ヨ
リ出テ道盛ノ子孫ノ人ノ娘ヲ貰ヒ武勇モ
秀逸ノ人ニテ後ニ越後ノ軒猿ノ軒猿ノ
仕者ノ一次男ハ宇佐美都中守ト号シ東福寺ノ僧
ト成リ一人ハ
○先祖ハ伯頼朝ノ
○尼子伊豫守経久
等持院殿ヨリ師直ヲ授ケラレ有リ
ケル等ハ皆氏ノ守ト号ス大代ノ後胤ニテ
ニ真生寺ノ後ノ子孫ニテ
○出雲ノ守ヲ
様ニ還俗シテ
氏ヨリ
ノ遠祖ニ宇多天皇ヨリ
廿三

○筑前中納言秀秋
○武徳安民記廿一拾筑前守橋中納言秀秋
筑前守ニ任ス秀秋ハ豊臣秀吉ノ
北政所ノ兄木下肥後守利定ノ子ニシテ小早川中
納言隆景ノ養子トナリ秀吉ノ養女二年隆景没後秀
秋家督ヲ継ク筑前ヲ領ス
○宝見安房守忠義
小祓ノ
○邑部長門
部ハ地名ナリ
○直江山城守兼続
○平手中務
○織田信長ノ家老
○上杉景勝ノ臣色
○斎藤山城守
○老人雑話ニ曰ク美濃國ヲ
○武徳編年集成九
永禄十二年巳辰十
○秋庭右京大夫
○平氏
○

月光云の之妹之人允ヽ
折り三之助ハ四國より
折泉の所へ渡海　助は
五条門跡回より警居とる
族勢也ハ濃州の連客
斎藤右京大夫龍興永
井隼人道利薬師寺九
郎左衛門等ハ鬼ヶ
こ好年可代之好
た京大夫義継ヵ
泉州家臣の城郭
ゆく宿ヤ臘月廿八日
かヽ未帰ハ迅速上路
しく幕府はヒことの
企頻ヽとこへし

永禄七甲子年美濃國斎藤右京大夫龍興織
田信長に逐れ是ヨリ信長ハ尾州清洲の城
より濃州稲葉山の城ニ移りて是時稲葉山の城ヲ
改めて岐阜城と号す

○斎藤新九郎利之　入道道三之

○天文廿一年
壬子土岐多羅大膳定明ハ家臣斎藤新九郎利之
入道道三之為ニ濃州ヲ逐れて尾張の子
菊ハワりの子也母ハ乳母抱て逃れ三退てい
母ハ参河ニ落行奥平居住信濃守定勝の娘なる故彼
地ニ流浪ス

○斎藤　斎藤丈頸利辰[トキ]　後　德元
号信の後ハ岐阜中納言
秀信の岐阜中納言秀信西國ニ味方して敗
後家滅亡有りし後德元浪人と成て猪國北ゐり
ありし　東照宮よりしめ召出されつく

○美濃國の家
家ニ仕へしゝ大坂の
太坂落城の

なりし所但し寛永五年十二月ニ卒す江戸へ来る
紀州在江戸人廿六日ニ御目見ニ食倉所の作り往し
とゝも甚住所奇ニ後國のもしもとの後ハ若林
のをとり是時ニ年八十四に八月廿八日白石
辞世の後に死ぬるまで生きハけり月夜かな
諏訪ハ拝ミて初学抄ニ書を古今印刻を
今ハ後ニ伝ハる猶今の十句自筆のもの斎藤太郎
吉家ニ伝へて在りし新像ハ今の家ニ伝へて有り
又丹後切〆の又孫寺ニ像あり

○廿家昔ハ十八家有りしと其内ニ明智日向守
様の明智氏の娘なり有りしに斎藤内
蔵助利三[ミツ]ハ明智氏ニ一族有り故甚行ニ従ふ
家臣ハ数代有りし故今迄も其の家系
今の世ニ斎藤佐右衛門斎藤頼母とハ不通なり
かくて彼ハ藤原なりしかど後ニ春日局と兄弟なりき

依て爲のよりて
下の如くして
せりしかる史料
ゆえ萬事の
依て 此外多
計り故足利の
湯島天神社
中年を經て十五
報じ云々人心
武州入間川
○太田之樂訣

○北條五代記云
田之樂斎と云
う羽陳代
○永祿三年北條氏康出

○大沢左衛門佐墓風

○武徳編年集成十 永祿十二年己巳二月大沢佐
衛門佐墓風の義も
人氣を
四代中務大輔墓頼
左衛門佐墓久遠別の
とする故也
墓久九世の孫と
此外
○日根備中守弘就
李義
仕えその
人の働
所沙汰
永祿十二己巳年
廿六

今ハ友堂家よりの子孫ありて或人に入りしかりし　永
井何吹年の一家礼し　東福門院樣の御作撰ニ
しらりし集外歌仙の作者なり
○不破万作　豊臣秀次公の小性
後改之助右衛門　名護屋ニ
○名古屋山三郎　○父ハ
尾張より出て太閤につかへし山三郎ハ蒲生氏郷の
小姓より美童なりとて　武道往少壹ニ勤めり
○玉露叢抄ニハ名護屋山三郎ハ尾張の名護屋氏
蒲生飛騨守氏郷ニ仕へし寵童ハ後ニ三万石領して
領主何某の末にて或ハ城をのきてたる人なり初ハより
天正十九年西国征伐の御時豊州岩石の城攻ニ戰功
之同十八年小田原陣同廿年奥州名生の合戦にてあり
高名然とも京都ニ在てハ風流ニて名を高ふ路に
男伊達にて五尺振袖の貌ハ打敷ニての
風流にて打扮敷打ちなから服や帯さへ姿の字
より此伊達ハ歌舞伎に入てやらや後氏郷の不和となりて
同家臣移殿に右衛門以後ハ宇右衛門と武勇
の者にて山三郎手の屋をたてしかハ宇右衛門を仕その
討取り山三郎ハ出奔して後ハ病死なりといへり
諸家揚作之考　名護屋山三郎後改て年若殺の廿年と
父ハ尾張にて秀吉公御旗本し　山三郎ハ蒲生氏郷に
氏郷小姓にて奥州作にて十二万石の年譲に合せてよ
氏郷死去の後十七歳にて浪人して又尾張に戻り
伏見へ上りて父元来宮にて故ありて山三郎にて居
より其比天下有事の盛なる故にて山三郎ハ衣類
刀脇差綺羅をつくし洛中に於て歌舞伎に容顔の
美麗無雙の者とし郷にて後はうちの歌舞の杉原
召出し人々にかけりしは所縁ありて美作国之森右
近太夫忠政ニ仕へ名護屋三左衛門とて三千石取りしが
井戸宇右衛門に討たれて死せり

○嶋國右衛門直之　嶋左衛門尉一族ニ而
遠江守護代ニ而駿河ニ在国ス
浪人ニ而京ニ住ス
和尚ニ従ひ学ス
立吉時壁ニ書付ス
飛天地一閑酒　後ニ僧となり鉄牛と改ム
四字大龍和尚ニ参ス　金下ニ居ス
之衣の上ニ五方ニ龍ヲ
和尚ニ随ひ参暇ス
鉄牛ニ参ス　大龍ニ
○板部岡江雪斎
○北條氏代記　巻五　伊豆國下田の村田久長と云ふ
の條ニ詳ニ板部岡江雪斎ハ近江の人伊豆の下田ニ

嶋氏直之より一族ニ而右筆
より故ニ伊豆七島ニ
被ニ八丈島ニ
○同人　江雪斎の通一号
今村田久長八丈島の
ふ　又江雪の名
考ニ　笛尺小鼓ニ
家ニ　能ニ
ニ　幕の内ニ
ニ　小田原の
ニ　江雪斎の通
在ニ

○尾張殿

○武徳安民記廿六　萬長九年十月廿八日於伏見御座
る誕生の　御名は清水氏の出　若君童名を千太丸
と称す　首服の後右衛門督義利卿と申せる尾張の大
守を被封つかはさる　慶長八年癸卯二位に叙し　権大納言
権大納言に任ぜらるゝの後義直と改む

○紀伊殿

○同記卅　慶長十年乙巳三月十四日伏見に於て若君
小姫生れ給ふ　後に頼宣と称し　後年紀州の大守と
権大納言に任ぜられ

一

○木下肥後守家定　従四位下一路　○木下
肥後守家定　従四位下一路と云り
ゝ一路法中と云ものなり　但一休和尚の
一路居士といふの
院及御門尉の
ごとく　前人なり　此家定は豊臣太閤
北政所の兄にて一位と云
京都東山

○水戸殿

○武徳安民記世祖光圀公ハ寛永八年八月十日　神君君延
生津ノ城ニ鶴松ト称シ後年水戸ノ城ニ
移仲納言頼房卿ノ進ラセシ同十一月七日常州水戸城ニ
常陸介頼重ト進ラセラル十二月十二日
水戸ノ城ニ於テ頼房卿遠江国ニ於テ十万石ノ封ヲ終ニ
頼房卿ノ水戸城ニ移ラル

○會津中将　加名幸姫　○九州ノ松平忠正ヲ
東照宮ノ外孫ニ舞阪ノ神道ヲ修シ本国ニ
帰ラントスルノ時ニ土津霊社ト称シ遺
命加文集中ニ一　土津者　東照大
権現之孫源中将之霊号也霊神諱正之小字幸
松　台徳院御諱公之子　大猷院御諱公之兄
而大将軍嚴有院御諱公之叔父母神尾氏慶長十
六年辛亥夏五月七日生于江府号七歳　台命
信州高遠城主保科肥後守源姓保科氏正光
為義父弱冠義父卒任肥後守賜為清刀入高遠
寛永九年壬申父直叙従四位下甲戌之秋
大猷院公上洛霊神扈従七月十八日　公参
内是日霊神任侍従拝　皇帝太上皇賜
天盃丙子之秋大猷大増封戸移羽州最上城賜行光
刀霊神入最上巡所部加奨諸士吏民各頒
職事無大無小咸自為之戊寅之夏敢上近邑白
岩氏将叛霊神治之駅告辛巳之秋八月二日
世子嚴有院公延霊神献光忠刀左文字小刀冬
末之夏韓使来享　公引見南殿霊神侍坐秋復
益封戸移奥州會津城正保二年乙酉夏任左近
衛少将四月二十三日　世子元服霊神理髪献

二

守家太刀、行光刀、世子、公賜長光刀、世子賜將監長光刀、賜　御盃、秋釵、從四位上、冬十一月　天子特贈震翰宮額于大樓現、動使裕于日光山、靈神登山、擬御事、慶安四年辛卯夏四月二十日　公大漸、呂神托寢疾、世子而薨、靈神常在府佐之、秋　御諱有院公任內府、拜大將軍　勅使來、靈神登城、兼應二年癸巳秋、公任右府、勅使來、靈神登城、公命辭上使、靈神令副使侍從、今門第英、上京師、冬十月十日參內辭　帝、公事畢、私覲賜　天盃　仙洞新院女院如前儀、次謁　國王大閤亦會之、久太閤閑白送之、十三日　勅答賜　天盃而退、則任中將、賜太刀、乃辭官拜賜而出　仙洞勅答賜　仙盃、賜太刀、　新院勅答如前式是日　女院設饗礼、有舞樂賜　御盃、賞賜若干、靈神拜辱、二十七日歸府復命、公乃喜曰、中將之任宣從、又辭乃遂叙正四位下、明春改元乙未冬、韓使來貢、公引見南殿、靈神侍坐、事竣、韓使來于私第、靈神報答之寬又六年丙午、靈神五十六、以疾致事、而不得謝、自是嘗中衆與國老就謀焉、靈神性剛正而和厚、自幼讀書、不惑年始讀小學、知大學之基、焚向前所讀先儒之書、專攻濂洛關閩之書、用力於敬、功又日新也、其言云至一無適則有得未發之氣象、動亦定、靜亦定、聖人無情性之者、其庶幾乎、又云程門靜坐之法、楊氏羅氏李氏能授受之、三子傳心錄、於是乎編矣、嘗使嘉讀玉山講義、為之序、錄則參其要曰、仁之生意親切之味、即未發之愛一意一理、而万物之所以為一體也、又曰智藏而無迹、識此而後可以語道體、可以

論鬼神、又曰仁智交際万物栽軸、此合天人之道
也嗚呼可謂既約矣、知此要約者朱門蔡季通伸
默眞希元之後来有斯人也日本神代巻中臣祓
者、我道傳授之書也靈神学之得吉田家之傳、遡
五十鈴川之流、神武向日之義、應神秘
道之敬奉持而著之心胸之間、實弓兵政所崇
道盡敬天皇以後一人耳、其事君也、大義常存於
心、念々不忘、以安世為悦、而不以一毫欺己、忠
之不盡、而不欲人之悦己、其所書思對命惹焼
之人無得而知之、周公之于身亦優為之、欲得更
舟無怨之仁、厭聞湯武革命之義常言文王至德
處、孔子以来、韓愈褆朱發之、泰伯至德處孔子以
来、惟朱子明之、史然後天下之為君臣者定矣、周
言事、代主命、李朝泰伯也、又常称明道愧視民如
傷四字、愛范希文、先憂後樂之語使侍史讀傳漢

歴代之書、察治乱之跡、瑜典已之迹、考諸地宜、質
諸時義、編二程治教録、以寓于其意、曽其治會津
也、城隍郭時省、督課儲軍饟、備兵器、作風土記、
坐知四境、正神社、為之志、廢佛堂、舟僧寺、置葬地
禁火葬、立社倉、行常平灌權量、覧租稅、制糶糴漕
運之法、聽訟本人倫察事情、遣監司循封内、下情
上達、当年飢之餓歳賑之、九十以上、歳与口養孝
子節婦賞之、不忠不孝罰之、窮人無帰則給之、旅
客有疾則湯之、未嘗有一人餓莩也、靈神娶奥
州岩城城主花田左馬助藤原姓内藤氏政長
女、生一男幸松丸、夫人夙終、男亦夭、二男正頼花田
左侍従長門守先没、三女嫁羽州米澤侍従花田
左播磨守藤原姓上杉氏綱勝先没、四男正経花
田左侍従筑前守、娶加州小松中納言花之位肥
前守菅原姓前田氏利常女、三子皆母藤木氏五

女母牛田氏、豫利常嫡孫、正四位左中將加賀守
緇利、先沒、六女嫁相刕小田原侍従、従四位美濃
守越智姓稲葉氏正則嫡子従五位丹後守義雅
先沒、七男正純従五位東市正先沒、二子亦藤木
氏生、八男室四郎毋沖氏、戊申之歲、著家訓、明年
再乞致仕　　台許、今正経襲封六十一蒙土津霊
社之号、壬子之夏行于會津卜壽藏於磐梯南麓
見禰山、泳俟歿以賦其事、蓋仁以為己任、生無所
息望壙則知所息者歿、吏我神國傳来、唯一宗源
之道、在于土金、而土即敬也、蓋土與敬、俟刕相通
而天地之所以位焉、以五事
妙旨備于此訓、霊神達乎此、霊号良有以矣是冬
帰庿、病卧于城南其田邨、公使國老數来、十二
月十八日終于正寢、臨終不異平生、惟仁義之言、而
安然气絶、壽六十有二歲也、　公哀痛聘之諸侯

惜之
孝子正経治喪、不用浮屠、衣衾棺槨必誠必信、晦
日大斂、至于會津、営、癸丑之春、三月二十七日、大
葬於壽冗矣、夏建社清神祇管領長上卜部兼連
安鎮之、頌重曰、土津霊神安鎮座矣、延寶二年之
秋、鐫石立碑、屬嘉作其文、書丹、其学識則嘉竊知之、故不敢辞之、乃為之
文繫以銘曰、
維左中將、源家懿親　　質剛而正　気和而淳
讀書知道、持敬修身　　排黜他鬼、尊信我神
受託宸宝、致忠之真　　國老輔政、韓使結鄰
初守高遠、乃利黎民　　次獲東上、乃渉士臣
終鶴城主、軍亀墨鎮　　風土有記、社禽見仁
愛著家訓、永貽後人　　體藏懲麓　　社帰土津
之德之合、之實之實　　正直祈禱、霊験斯新

○松平武揆守利隆
○武徳安民記卅神君の卅卅系統広行民輝公の
二男為松平忠継之家督之事
○武田百千代信吉
○同記卅受古八年
○結城宰相秀康公
○同記廿八卅家国之事
康公封之事
月中納言秀之領之事
幸之同十二年

山崎嘉謹撰

○台徳院殿御代卅卅年の比書之
卅卅年の比
嘉家代つ
比卅後見
治十二
古垣津神社
○寛文十二年壬子十二月十八日逝
○慶長廿年院殿御卿の
○同卅家改
○松平忠継
○武徳安民記卅神君の卅卅系統広行民輝公の
二男為松平忠継之家督之事
○武田百千代信吉
○同記卅受古八年
○結城宰相秀康公
○同記廿八卅家国之事
康公封之事
月中納言秀之領之事
幸之同十二年

逝去し了ぬ

○下野守忠吉朝臣

下野守忠吉ハ御一腹 元ハ武州忍城 十万石 ○尾張国清須城 六十万石 後ニ任右近衛中将

任ぜられける慶長十二年三月五日廿八歳にて逝去

なかりけれハ御連枝義利卿その遺跡を

嗣給ふ 慶長十二年三月廿九日任給

○織田武蔵守信行

弘治二丙辰年八月織田信長の弟武蔵守信行ハ

自分の志に依て兄信長の城代林佐渡守通勝

及柴田権六勝家ノ謀に依て信長の蔵料春

日井郡篠木の三郷廿二ヶ村を通勝勝家とお為

遂に信行ヲ押領せしむ是ニ依て信行ハ一旦和

睦し相済むといへとも野心不遂に止ず

さる故信長ハ遂に清洲の城ニ招いて信行を

殺したり

○金沢大納言 加賀大納言利家 菅原 初名犬千代

○慶長四年閏三月三日逝去大坂居亭行年六

十二歳 二子徳川家と倍して嫡子肥前守利長の家督ハ

継ぎ越中一国加賀半国を領す 二男孫四郎利政

能登国を領す 武徳安民記

○前田慶次郎

○武徳安民記 或書ニ前田慶次郎ハ故大納言利

家公の従弟也 非武勇而已詩歌に勝れ弾ず琵琶を

嗜みて連歌和歌に優れて出得る矣 形の如き白四

半ニ大武辺者と書たる旗を用ゆ其故ハ数蔵

殿伺ふと称し景勝に謁す ○今より此

人の旗に指物に大假名にて大いに見えたり

かくて或人大武辺者とハ余り自慢すると

称しけるに慶次郎すこしも変らず

瑣碎の仕方大に候共さらば其ハ浪人すれ

○井伊家加判列
○武徳編年集成巻五 永禄六年四月遠州
敷知郡引間城今称浜松城ヲ飯尾豊前守政貞ヨリ奪取
テ居ル 政貞ハ是ヨリ先キ永禄三年引間ノ城ヲ攻メ
攻メ城下ヲ焼キ森川内田等数人ヲ撃殺シテ井伊
遂ニ左馬助親征ノ為メ遠州ニ入ル 一万千代ヲ善
ヲ以テ代官トシテ引間ノ城ニ置ク 左馬助後室ナヲ井伊
屋敷ヲ与ヘラル 政貞ハ永禄十一年武田信玄ノ為メニ
滅ボサレ氏真モ没落ノ後直政浜松ニ入リ城ヲ
修ム 後ニ氏ヲ改メ松平ト称ス
同 指南 僧侶 原且元 慶長七年二月一日卒 四十五歳

○神原武松大輔

○武徳編年集成巻十二 永禄十二年九月十二日
石川日向守家成長沢の松平上野介康忠の押領の
松平文四郎親久野見の松平次郎右衛門尉吉上野
下村の内五拾貫の地を一族不上野の地を守り沙汰と
城を突く 武田小幡上野介 初陣
笹切 笹切 西家の二傑武松大輔康政と称する
是なり

西三河松平郷より移り後宇井伊肥前守後宇井下総守清
景より稼ぐ 百千代家と称し 八幡宮を
家千城之傑の一人井伊家に仕ふ 代々
○高八万石 慶長十二年石今及松山の城に封ず
寛永七年二月一日卒 四十五歳

○島津

○武徳安民記卅　慶長十一年丙午九月一日島垣
陸奥守忠恒名字を給ふて　松平陸奥守家久と改む
松平薩摩守家久ハ父也　此人琉球国ハりやうしして　彼国を掃り
つけり　慶之役に軍功を抽て　其門葉に列る

○最上義光
本ハ兼頼より八代の後胤也　○足利の一族斯波修理
大夫兼頼ハ延文元年八月六日羽州に下て　最上郡に入府して世々
此所を領し　出羽最上の領主となり

○稲富伊賀祐直
の里安自　大坂にて逐電し　○黄文年　細川忠興
宮の作り　国に於て浪人し　西国にて一家の鉄炮の上手なりけれ
ハ扶持し　其後鉄炮の師範を被仰付しかは
うに思ひけり　越中守細川忠興卿の恩禄を蒙り　松平
備前守殿の厚き稲富家を羅して　...

甚だ忠興卿の御意に叶ひ　数千石を取り
召出され　彼流を人々習ひしかは今の世にも
稲富流とて　尾張の殿にも此流の後裔の人あり

○宇喜田家

○先人難話　江村専斎　直家
士ハ浦上とゝ云者備前美作両国の主として　宇喜田直家ハ
元来浦上の家臣にて　直家恩情の者とて無礼に持なる
人と縁者なりとも　後に殺して奪ひける故に
よろしからす浦上に殺して遂に備前美作両国主と
成りし　八郎秀家ハ直家の子にて　太閤と同しく其の
太閤俊仲にて秀の城を攻むる時明智光秀逆の事に
告来り　川え渡り　自由になりて　其城を
勝へりて　参府して上京してその恩を忘れす　八郎を
一味として　力を添へりて　事に秀の向ひ　聟と
成り　息女をも　前田利家子として大閤養子の

○山口美作守久景隆

○武徳編年集成 十二之巻 庚子年十二月十四日

佐長々治賀坂の陣より神水の御一献甲斐
山口美作守 偉の宅へ寄る 今宵より十日
并佐野右京助 景虎 織田信長の勢陣
より京都の守護として 軍令

○伴中納言盛淳

○伴傳書 一ノ古田の城中より之頃より和睦し退散の
年集成巻十一 武徳編

○伴中納言盛淳 酒井忠次

○伴傳書 一ノ古田の城中より之頃より和睦し退散の
于戈を動 一ノ古田の城中より之頃より和睦し退散の
武徳編年集成巻十一 駿河を拿し
ゑる今名家和睦の
一ノ 信州家領知
つる 利害に依つて
神君伴り切に堂
武徳編年集成巻十一 國俊の刀を得
肥前吉田の城
○武徳編年集成巻十一 駿州人形
伴中納言盛淳の詞
中納言 甲斐

○山無道河伊

○北條大代記又江雪入道の子　孫小四郎氏直没前の仮名秀吉の名乗字を授けられ
當麻伊賀守と号す　神名帳に當麻伊賀都比古神社あり
杉無位宮山無道河伊賀守と号す　諸家譜抜粋十二　山無道河伊賀守
伊賀守と号す　初め三井寺の学僧の住坊なりしが
伊賀に遷慶長年後還俗して山無道河伊賀守と号す
支配せしの内當麻村外七ヶ村大坂城代
山無道河伊賀守大坂城内にて病死　検視坂部伝八郎見届
大小目付平井清左衛門

京都通りにて深手を負ひ東へ向ひ両の肩
道河伊賀守此列小山まで供奉の上にて石田
治部少輔殿に申上候は、我等儀、秀頼公
任置候ところ、此節天下の乱に候間、
城内一同東方の大名と戦ひ候間
ころ即ち道河伊賀守儀、まづ
東へ向ひ候間、此列小山まで追駆のため
者ども数人召連れ、道河伊賀守の
引連れ、伏見へ発足、其後大坂城内
忠節仕候ところ、今般天下
まで南方の敵
人召連伏見城へ
り大坂城へ
騎ニ百人計
騎ニ百人の

[illegible]
[illegible]
[illegible]

当斗殿家臣ハ先年江州水口在城番節ニ付テ之井
寺ゟ光浄院ハ代々山岡家ニ継由緒の由ニ付御
先手衆御近習尤寺社奉行尤御殿御前の所ニ而
ニ而ハ委細申上候て山岡家より相続の次
台聞召分候の節の御書付今ニ暹舜相伝之居
在候
○此光浄院暹興住持の節被掠ニ及候
ニ依て道阿弥権現様（上）諸大名ニ御合力ニ而
修覆被成其上今の寺ハ右の節ニ道阿弥建立の後
ニ候也　○暹舜　武州之峯の別当職仰付ラ相
候て之峯ニ罷当寺居候の身ハ江戸ニ在住ニ付
社領の百姓ニ当寺居の君之丈の事ニ付暹舜ニ
申付様不調法ニ相成ニ付寛文十一年辛亥九月
十八日暹舜ニ江戸追放被仰付候ニ依て之井寺の
光浄院ハ暹舜ニ而可仕候の所被成候ニ付　○今ハ暹舜
之峯追放の後年経て御免許ニ而在京の事

之家譜ニ要ニ之合ニ而候て右後代々山岡
家相続ニ氏寺の推擬ニ而当年安永
四乙未年十月山岡中阿弥次男貞丸入院の
事也

○

山岡豊前守

○北條五代記ニ上杉朝興生捕条　○北条氏綱の旗下
武州河越の城ニ籠る　友鏡上杉五郎朝定と北條
氏綱合戦ハ天文六年七月十五日朝定ニ討手ニて城
を出の所数の軍勢ニ及ニ而其の中ニ上杉左近大夫
朝成の所在あ取て返し討死其の際ニ朝成か
の所ニの所ニ而ニ一騎ニ而相模国の住
人山岡豊前守ニ而見て近ニ付而ニ大将と見て
ニ而ニ後ニ而ニ而ニ所ニ勝負を決
ニ而ニ而朝成の所ニ而ニ年人ニ馬
上ニ而組て落朝ハ年人ニ下ニ而ニ而ニ而ニ

唐物ゟ織田大膳亮清田左京亮佐伯八郎山
田勘右衛門ゟ植村家之丞殿へ被遣候事
○武徳編年集成九 永禄十一年戊辰十二月十八日
山田半右衛門
武徳編年集成 神君引河の城外陣編の法華ゟ手
ニしるし山田半右衛門植村家之丞殿の陣
ゟ一ノ掛ゟ攻入ゟ氏ゟ攻撃ゟ北條氏
政ゟ殿ゟ掛ゟ發ゟ合戦ゟ大
井川ゟ堺ゟ東ゟ夫次第ゟ記ゟ
漂迸ゟ 同記十 永禄十二己巳年ゟ月ゟ
神君遠州掛川ゟ陳給ゟ 駿州植村ゟ家ゟ山田半
右衛門ゟ陳ゟ 遠州掛川ゟ陳ゟ白ゟ定下ゟ秋山伯耆ゟ晴
近ゟ遠州ゟ於ゟ地士ゟ調略ゟ遠州ゟ奪
ゟゟゟ前ゟ遠ゟ大井川ゟ堺ゟゟ東ゟ

上ゟ時ゟ津ゟ山田半右衛門ゟ両ゟ手ゟ両ゟ取ゟ敵
山生捕ゟ生ゟ押通ゟ氏綱ゟ外ゟ
ゟ又ゟ人ゟ引ゟ生ゟ組伏ゟ
跡ゟ引ゟ人ゟ掛ゟ
ゟ人ゟ相論ゟ
ゟ時ゟ人相論ゟ
ゟ
山田半右衛門
○清井ゟ代ゟ
会戦陳条ゟ
ゟ人ゟ敵ゟ
入ゟ
ゟ
山田半右衛門
○武徳編年集成九 永禄十一年戊辰十二月十八日
山田半右衛門

○山田藥醫

○武徳編年集成五永禄四年酉年四月十九日此間
酒井忠次盛忠尾州上野の城主を攻給ふ東條吉良の
兵士軍門に降戸川上大炊助
依て宥免和睦す中島の城主牧野伊忠仰て上野の城
渡し今黎明より吉良義昭
大炊助好景に降る
城を抜き剰へ西尾
幡豆郡長良善助丹宮の城主
池美郡牟呂の城主吉良に
りしかば好景三ヶ所
鞍山より松平
逃げ散らす捕らんと欲
怪を好景と思ひ
大炊助好景に降る
好景武官級位
り○今年より
溝中島与城の
信光より四世の
十九年にして
○山田左京助
○北条大代記考
東西人民向ふべき
十五日廿七日駿府
ひ給ふ同廿九日
ひ給ふ

時勢ハ云ヲ待タス 松田秀雄 秋田藩大吏ノ子ニシテ同文豊前ヲ経テ池田氏ニ仕ヘ其父ノ死ヤ其ノ家ヲ継キ藩ノ執政タリ廃藩ノ後ハ東京ニ出テ大蔵省ニ仕ヘ其ノ退官ヤ再ヒ郷里ニ帰リ農ヲ営ミ専ラ子弟ノ教育ニ従事シ明治二十二年ノ市制町村制ノ施行ヤ推サレテ秋田市ノ初代ノ市長トナリ二十四年ノ総選挙ニハ衆議院議員ニ当選シ二十五年ノ総選挙ニハ落選シ二十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ二十七年ノ総選挙ニハ落選シ二十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ三十一年ノ総選挙ニハ落選シ三十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ三十五年ノ総選挙ニハ落選シ三十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ三十七年ノ総選挙ニハ落選シ三十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ三十九年ノ総選挙ニハ落選シ四十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ四十二年ノ総選挙ニハ落選シ四十三年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ四十五年ノ総選挙ニハ落選シ大正二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ大正五年ノ総選挙ニハ落選シ大正六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ大正九年ノ総選挙ニハ落選シ大正十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ大正十三年ノ総選挙ニハ落選シ大正十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和二年ノ総選挙ニハ落選シ昭和三年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和五年ノ総選挙ニハ落選シ昭和六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和九年ノ総選挙ニハ落選シ昭和十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和十三年ノ総選挙ニハ落選シ昭和十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和十七年ノ総選挙ニハ落選シ昭和十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和二十年ノ総選挙ニハ落選シ昭和二十一年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和二十二年ノ総選挙ニハ落選シ昭和二十三年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和二十四年ノ総選挙ニハ落選シ昭和二十五年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和二十六年ノ総選挙ニハ落選シ昭和二十七年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和二十八年ノ総選挙ニハ落選シ昭和二十九年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和三十年ノ総選挙ニハ落選シ昭和三十一年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和三十二年ノ総選挙ニハ落選シ昭和三十三年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和三十四年ノ総選挙ニハ落選シ昭和三十五年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和三十六年ノ総選挙ニハ落選シ昭和三十七年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和三十八年ノ総選挙ニハ落選シ昭和三十九年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和四十年ノ総選挙ニハ落選シ昭和四十一年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和四十二年ノ総選挙ニハ落選シ昭和四十三年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和四十四年ノ総選挙ニハ落選シ昭和四十五年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和四十六年ノ総選挙ニハ落選シ昭和四十七年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和四十八年ノ総選挙ニハ落選シ昭和四十九年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和五十年ノ総選挙ニハ落選シ昭和五十一年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和五十二年ノ総選挙ニハ落選シ昭和五十三年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和五十四年ノ総選挙ニハ落選シ昭和五十五年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和五十六年ノ総選挙ニハ落選シ昭和五十七年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和五十八年ノ総選挙ニハ落選シ昭和五十九年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和六十年ノ総選挙ニハ落選シ昭和六十一年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ昭和六十二年ノ総選挙ニハ落選シ昭和六十三年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成元年ノ総選挙ニハ落選シ平成二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五年ノ総選挙ニハ落選シ平成六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成七年ノ総選挙ニハ落選シ平成八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成九年ノ総選挙ニハ落選シ平成十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成二十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成二十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成二十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成二十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成二十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成三十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成三十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成三十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成三十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成三十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成四十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成四十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成四十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成四十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成五十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成五十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成五十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成五十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成五十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成六十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成六十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成六十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成六十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成六十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成六十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成六十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成六十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成六十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成六十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成七十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成七十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成七十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成七十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成七十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成七十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成七十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成七十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成七十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成七十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成八十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成八十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成八十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成八十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成八十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成八十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成八十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成八十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成八十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成八十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成九十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成九十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成九十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成九十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成九十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成九十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成九十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成九十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成九十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成九十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成百年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百一年ノ総選挙ニハ落選シ平成百二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百三年ノ総選挙ニハ落選シ平成百四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百五年ノ総選挙ニハ落選シ平成百六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百七年ノ総選挙ニハ落選シ平成百八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百九年ノ総選挙ニハ落選シ平成百十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成百十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成百十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成百十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成百十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成百二十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百二十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成百二十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百二十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成百二十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百二十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成百二十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百二十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成百二十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百二十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成百三十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百三十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成百三十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百三十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成百三十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百三十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成百三十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百三十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成百三十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百三十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成百四十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百四十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成百四十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百四十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成百四十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百四十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成百四十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百四十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成百四十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百四十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成百五十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百五十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成百五十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百五十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成百五十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百五十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成百五十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百五十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成百五十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百五十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成百六十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百六十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成百六十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百六十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成百六十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百六十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成百六十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百六十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成百六十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百六十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成百七十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百七十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成百七十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百七十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成百七十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百七十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成百七十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百七十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成百七十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百七十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成百八十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百八十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成百八十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百八十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成百八十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百八十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成百八十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百八十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成百八十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百八十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成百九十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百九十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成百九十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百九十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成百九十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百九十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成百九十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百九十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成百九十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成百九十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百一年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百三年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百五年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百七年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百九年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百二十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百二十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百二十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百二十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百二十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百二十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百二十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百二十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百二十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百二十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百三十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百三十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百三十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百三十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百三十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百三十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百三十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百三十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百三十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百三十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百四十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百四十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百四十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百四十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百四十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百四十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百四十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百四十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百四十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百四十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百五十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百五十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百五十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百五十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百五十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百五十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百五十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百五十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百五十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百五十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百六十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百六十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百六十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百六十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百六十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百六十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百六十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百六十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百六十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百六十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百七十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百七十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百七十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百七十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百七十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百七十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百七十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百七十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百七十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百七十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百八十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百八十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百八十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百八十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百八十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百八十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百八十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百八十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百八十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百八十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百九十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百九十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百九十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百九十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百九十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百九十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百九十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百九十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成二百九十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成二百九十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百一年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百三年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百五年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百七年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百九年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百二十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百二十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百二十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百二十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百二十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百二十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百二十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百二十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百二十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百二十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百三十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百三十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百三十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百三十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百三十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百三十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百三十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百三十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百三十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百三十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百四十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百四十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百四十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百四十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百四十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百四十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百四十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百四十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百四十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百四十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百五十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百五十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百五十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百五十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百五十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百五十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百五十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百五十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百五十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百五十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百六十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百六十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百六十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百六十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百六十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百六十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百六十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百六十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百六十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百六十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百七十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百七十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百七十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百七十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百七十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百七十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百七十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百七十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百七十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百七十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百八十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百八十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百八十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百八十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百八十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百八十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百八十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百八十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百八十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百八十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百九十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百九十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百九十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百九十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百九十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百九十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百九十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百九十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成三百九十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成三百九十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百一年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百五年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百七年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百九年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百二十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百二十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百二十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百二十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百二十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百二十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百二十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百二十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百二十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百二十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百三十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百三十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百三十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百三十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百三十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百三十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百三十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百三十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百三十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百三十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百四十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百四十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百四十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百四十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百四十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百四十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百四十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百四十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百四十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百四十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百五十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百五十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百五十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百五十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百五十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百五十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百五十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百五十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百五十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百五十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百六十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百六十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百六十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百六十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百六十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百六十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百六十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百六十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百六十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百六十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百七十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百七十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百七十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百七十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百七十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百七十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百七十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百七十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百七十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百七十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百八十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百八十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百八十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百八十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百八十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百八十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百八十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百八十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百八十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百八十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百九十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百九十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百九十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百九十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百九十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百九十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百九十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百九十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成四百九十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成四百九十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百一年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百三年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百五年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百七年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百九年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百二十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百二十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百二十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百二十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百二十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百二十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百二十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百二十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百二十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百二十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百三十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百三十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百三十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百三十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百三十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百三十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百三十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百三十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百三十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百三十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百四十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百四十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百四十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百四十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百四十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百四十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百四十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百四十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百四十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百四十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百五十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百五十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百五十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百五十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百五十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百五十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百五十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百五十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百五十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百五十九年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百六十年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百六十一年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百六十二年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百六十三年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百六十四年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百六十五年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百六十六年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百六十七年ノ総選挙ニハ落選シ平成五百六十八年ノ総選挙ニハ再ヒ当選シ平成五百六十九年ノ総選挙

○池田三左衛門輝政
○高六拾弐万石余　播磨　元和元年閏六月
十六日吉田侍従と称して姫路ニ十
日ニ卒　年四十九
○細川越中守忠興
○高三拾九万六千石　豊前元豊後杵築
元和九年十二月　日卒　年五十八
○松平下野守忠明
○高六万石余　豊後杵築十七万石ニ領ス丹後ヲ
元和元年豊後杵築ニ移ス寛永十二年十二月
函館ヲ領ス同年ニ卒ス
小性ヨリ立テ豊後大橋ニ住ス又豊後杵
築ニ移ス家ヲ給付ノ節ハ其度ニ於テ父ノ遺跡
ヲ譲ラルヘキ旨ヲ以テ命セラレタリ明
智日向守惟任ヲ討ツノ功アリ
○加藤左馬助嘉明
○高二十五万石　肥後元豊後ヨリ移ス
○高六十三万石

熊本廿七万石余長十六年六月廿四日卒
○溝口左京大夫　幸長　紀伊守ト改ム
○高三拾七万四千石　紀伊　元和甲斐國ヘ
十八年八月廿六日卒　年六十余
○黒田如水
○高十九万石　筑前長九年三月廿四日筑前福岡ニテ卒ス
○小西飛　大西摂津守
○兼燭斧一
○島津龍伯　義久入道
○上杉
○景愛尼寺用基如大禅
師小姓ノ子ヲ植杉氏新大納言ト称ス上
ヲ植ヲ以テ後ニ入リ植ハ上ノ人ニシ植ハ後世ハ植
ノ人ト書誤ル事ヲ同一ニ心得ル誤ナリ植杉ノ人
十九

故[illegible]上杉[illegible]

[illegible]世[illegible]

[illegible]於

[illegible]

○黒田甲斐守長政　後筑前守

○言廿二万石　筑[illegible]　元和[illegible]豊[illegible]中津十八万

石長政筑[illegible]

二万二千[illegible]

○古田織部正重然　元和元年六月[illegible]故[illegible]

言七万石　元和九年八月四日卒　六十[illegible]

○加藤作内光泰　元和元年二千石[illegible]

垂加文集上一[illegible]

[illegible]

[illegible]

辛巳又十七[illegible]

○舞[illegible]庫　石田治部少輔三成[illegible]

○余語内匠　○伊[illegible]

入来院又六重時　○鶴[illegible]

後醍院喜[illegible]

帖佐彦六

○天童弥七郎　○武[illegible]

天童の祖[illegible]

○魚住右[illegible]

○唐人丹後　○福[illegible]

○伊集院源次[illegible]

○伊地知民部　○[illegible]

○管見記　文明十一年八月廿[illegible]山口遠[illegible]自筆

○大田飛騨守一吉　美作守

○武佐安民記　[illegible]年　九月十六日国東[illegible]

後伊勢国[illegible]

○余語内匠　○伊地知季安[illegible]

入来院又六重時　○鶴[illegible]

後醍院喜[illegible]

帖佐彦六

○天童弥七郎　○武[illegible]

天童の祖[illegible]

○魚住右[illegible]　○同上　細川家[illegible]

○唐人丹後　○福[illegible]軍の[illegible]

○伊集院源次[illegible]　○同上

○伊地知民部　○同上

○管見記　文明十一年八月廿[illegible]山口遠[illegible]自筆

○大田飛騨守一吉　美作守

○武佐安民記　[illegible]年　九月十六日国東[illegible]

後伊勢国[illegible]

山岳ニ而所々取囲故ニ美作守遂ニ自殺すと云

○後藤又兵衛

○毛受勝助

されはとも過し柴田の命の御幣をうけ申はかりて ○柴田勝家の危急の砌の御幣を

柴田修理亮勝家と名のりてうち死せし人なり。

こればかりは世に高名せしものなり

○服部半蔵正成　後石見守　字鬼半蔵

○武徳編年集成ニハ伊賀の郷士服部半蔵正成是ハ

初り宗卿の幕府ニ仕へ後一族ハ携へ参列ハ切りしく

清康君ニ仕へし服部石見守正種 後号一浄閑 又ハ父男

ニ正成武者修行のためにかくれし年比駿府ニ在住

以てより同州保田ニ来り年頃 神君ニ仕へ故ニ平保後

ニ称す一の卯大保ノ保英ありし年十二歳より近侍との頭

正成と称す 州西家の為ニ別に所謂鬼半蔵と云ふ

晩年石見守ト号ス 永禄八年乙丑十二月のことなり ○武徳安民

記十八自是ヲ伊賀の猛士等麾下ニ来り忠戦抽しを

所謂服部半蔵甚タ源君ニ保正同様ニ大ニ功あり

自注云半蔵ハ世の人伊賀家の鬼半蔵といふ子孫ハ

菊作服部中と称し ○出て半蔵太刀ありし違ひ

つゝ念ニ俗ニハ違ひ無ニ立てしその違ひなかりのか

三つ名ありし又七四尺柄を四尺ありとし立てしか柄ハ

もつて六尺ハかりありして大鎌ハ中すなり

○遠藤左馬介常経（慶イ）　○美濃岡君上の城主

後但ニてもちし改め東方ニ所属の為縁ニ後風なりし世に美

濃ニ名ありし

○小栗又市

○武徳安民記廿一関原戦の条　小栗又市忠政初名

広次と称す（イツ）毎ニ一番手一番の高名ありとある

神君の御一字を下しし　又市と改めける

○村城兵助直吉
[illegible]
魂の修行なるもの之れ
○上林竹居
○武佐安氏記
竹居と等級の差別[illegible]
下[illegible]珍木[illegible]
○車丹波　猛虎
江水戸の校城車の異
四半ヶ火車[illegible]
今津中納言上杉景勝
百余騎[illegible]
の四車善七[illegible]
之り
○武佐安氏記　水戸一揆の所
[illegible]
○この人云々村柳付
[illegible]
○水戸　佐竹義宣
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○草鬼虎之助　○飯上義光の使者津
　景勝より、我尾沛の城を攻
○一文是宗入道渡辺討　○永禄十一年戊辰
　十二月十二日武田信玄所ゟ油井の七乱斗又
　吟ゟの使軍監　ゟ景勝へ書状遣ス
　一文是宗入道渡辺討
○大久保忠ゟ助忠直
○武位編年集成　土元亀元庚午年六月廿八日
　柳川合戦ニ　大久保掃部助忠直の二男　和泉の助
　まゟの甚右ゟ討ゟる
　国府ゟ
○沈安頌吾　石曼卿
○秉燭談一
○平調興　柳川豊前守

嶋津氏

○秉燭談一
○藤原純友
○大鏡云　中ゟ宇ゟ新ゟ
　ゟ家ゟ一奏ゟ記ゟ
　種村ゟ
　なゟ
　ゟの
　者のゟゟ
　きゟゟ
　ゟ純友ゟ
　界ゟ
　合ゟ
　つゟゟ
　植木ゟ

○福沽丸事ハ古矢正則
○元四十九年八千石 安藝侍従 元八年度の内十
八万石を以て御手伝普請を命ぜられ仕居申候人諸々仕二万石拔助として
拔ヶ

類聚名物考巻之

人部

女

童女 貴族 雜称

○光明皇后
○後漢書卅下 班固傳辟雍詩 抑〻威儀等
友光明ゟ
五條后宮
○之代實録巻一 天安二年八月廿九日丁巳光
是廿七日、奉迎皇太夫人於東五條宮、欲令擁護
幼沖太子也 ○大鏡裏書 陽殿太后御ㇾ時
容姿甚美、号曜麦取花艶色忽変麦矣 ○春村翁ゟ君書類従本
大鏡裏書ハ此事ニ
蓋避諱也云〻
云種洗用甚必花各矣所芳艶於千年故曰為名
矣抽渥愛於萬草故曰拔子雪也 古斯云

○衣通姫

○玖林拾葉十一十二条

○鏡女王

○万葉別記

○磐之姫皇后

○同上

○中皇女命

○同上

○西院后

○後撰集十五雑一西院后

○上東門院

○西漢書四十八賈誼傳擇良日、立諸子雒陽上東門之外。注師古曰東面最北出門曰上東門○後漢書廿七張湛傳幷太中大夫居中東門候舎故時人号曰中東門君。注漢官儀曰洛陽十二門東西之門最北門名上東門次南曰中東門○

○禖子内親王

書五十一枚皇傳ニ禖子内親王

○紀子内親王

○之代實録 貞観八年十二月廿二日癸巳動改定海草山陵四至南至紀子内親王家北垣

○高杉女院

二

○美福門院

○西練坊 永暦元年十一月廿三日丁酉美福門院崩御四十四ヶ日云々 高野也

○倫子

○明月記 寛元二年三月十九日天晴陰晩早旦沐浴今宵夜前加賞二位倫子従二位親房已下通宗従五下二人ヶ国納

○宣陽門院

享六月十八日薨壊塊御

○長子

○明月記 文暦二年四月十六ヶ申刻示送云々被補宣陽門院司職事云々 抑件上者殊面目云々可被畏云々 今暮之間殿下北政所中納言宣房卿被参云々 抑名字定経卿被定長云々 後分略之

○後白河院皇女建長四

小侍従 前民部卿典侍 依此 気色昇
女房 押進参 作文 藤原乃長子可叙爵之任なの
宣旨 也 蔵人 作出 源判官代 雅在 要座 作手 由
又向 妻子 如 被仰 作示 退帰 後上々 移編 召大
内記 宣下 之
○延政門院 悦子
母 大納言 典侍 従二位 従三位
○後深草院の皇女 小漳 院 ⟨ ⟩
○後嵯峨院 近衛 院
○後堀河院の皇女 小
○後鳥羽院 今の内裏 作 ⟨ ⟩ 誠の人
○伏見院の母 大二后 ⟨ ⟩
○亀山院 ⟨ ⟩
○後伏見院 実雅 女
○後醍醐院 ⟨ ⟩
○光厳院 ⟨ ⟩
○光明院 ⟨ ⟩
○崇光院 ⟨ ⟩
○後光厳院 ⟨ ⟩
○後円融院 ⟨ ⟩
○後小松院 ⟨ ⟩
○称光院 ⟨ ⟩
○後花園院 ⟨ ⟩
○後土御門院 ⟨ ⟩
○後柏原院 ⟨ ⟩
○後奈良院 ⟨ ⟩
○正親町院 ⟨ ⟩
○後陽成院 ⟨ ⟩
○後水尾院 ⟨ ⟩
○明正院 ⟨ ⟩
○後光明院 ⟨ ⟩
○後西院 ⟨ ⟩
○霊元院 ⟨ ⟩
○東山院 ⟨ ⟩
○中御門院 ⟨ ⟩
○桜町院 ⟨ ⟩
○桃園院 ⟨ ⟩
○後桜町院 ⟨ ⟩
○後桃園院 ⟨ ⟩
○光格院 ⟨ ⟩
○仁孝院 ⟨ ⟩
○孝明院 ⟨ ⟩
○明治天皇 女 ⟨ ⟩ 現 ⟨ ⟩ 夫
○踏歌式 贈皇太后藤原氏 在山城国宇治郡
小野御 ⟨ ⟩
○ ⟨ ⟩ の女 ⟨ ⟩
○大蔵卿 ⟨ ⟩ 右大臣 道兼 ⟨ ⟩ 大
三帖 栗田殿 ⟨ ⟩ 女君 ⟨ ⟩ 一
条院 ⟨ ⟩ 乳母 ⟨ ⟩ ⟨ ⟩ ⟨ ⟩
⟨ ⟩ ⟨ ⟩ ⟨ ⟩ ⟨ ⟩ ⟨ ⟩
大納言 通任 ⟨ ⟩ ⟨ ⟩ ⟨ ⟩
○藻壁門院 ⟨ ⟩

春村曰裏書ニハ暗戸屋
女御と書り尊子と申
御方なり

○明月記　貞永二年三月廿日云、来月二日
中宮院号云々、上代御例　四月四日天晴院号藻
壁門云々殊以有外故入道殿下令被仰云今被
用之殊可驚可驚

○釣殿皇女　後撰集つりとのゝみこ
○後撰集云　つりとのゝみこにつかはしける　陽成
天皇御製　○この皇女は日本記略云延長三年
四月二日入道三品綏子内親王薨光孝第二女
也と是釣殿のみこ也　釣殿院は光孝天皇の御在所
にして六条北東洞院東のかたなり　拾芥抄にみえたり
とそ綏子内親王の殿にすみ給ひし故なるへし
奉ることなり

○祐子内親王　○後朱雀院の皇女也　続
世継物語にみえたり
○続世継物語　中宮嫄子のうみ奉り給へるにや

祐子内親王と申しは長暦二年四月廿一日生れ給ひし延久四
年にはおりさせ給ひて後二品の宮と申しき

○斎宮女御　又云承香殿女御
天暦村上帝　○大進女御は式部卿のみこのむすめにて斎宮女御と申し
女御のゝちに承香殿の女御とも申しき

のちに入内し給ひしとなり　秋のよ斎宮女御とそ
申しけるにやありけむ　後撰集にもこの御歌
まゐらせしに人のおもひ給ふ事ありけるにや
しられ給ふ　さて斎宮女御の御集にも秋風の
ことのはをもかはしたまひて世にもてはやされ
御集にものせたることいと多くなむ

○大谷前斎宮
○明月記　寛喜三年云、裏書云覚朝僧正妹
也年七十七

○大齊淀

皇女〻子十の御こと〻おりまして　聖武の御宇に
なりて〻しく生駒〻大淀き山右〻
○河海抄廿一所名　大鏡　左大臣　西大
寺大佛開眼　天平勝寶　四年　右大臣　藤原仲麻呂
初めてこと〻おりまして　大鏡　四
右大臣　藤原仲麻呂　九条殿　田村帝　御時
御二子君御母　右大臣　橘諸兄　公
おりまして　大鏡　四
上東門淀　空抱竹　やまと物語　三
物のくまの御詣いつの事にか　南〻
と通ひ〻しこと〻おりまして　式部　初
○大鏡　四

○選子内親王　村上天皇八

○大齊淀

皇女〻子十の御こと〻おりまして　聖武の御宇に
なりて〻しく生駒〻大淀き山右〻
○河海抄廿一所名　大鏡　左大臣　西大
寺大佛開眼　天平勝寶　四年　右大臣　藤原仲麻呂
初めてこと〻おりまして　大鏡　四
右大臣　藤原仲麻呂　九条殿　田村帝　御時
御二子君御母　右大臣　橘諸兄　公
おりまして　大鏡　四
上東門淀　空抱竹　やまと物語　三
物のくまの御詣いつの事にか　南〻
と通ひ〻しこと〻おりまして　式部　初
○大鏡　四

圖融淀　乃平の　式部　冷泉淀
〻うの御母　又垂　なくおりまして　廿五　四人　廿一　廿七　九十八　文
宮内　物淀　や　只は　九宮　の一帝　おりまして
さ〻くうの御　おりまして　廿五　一人　いとも
言ひ〻そし〻又廿七の　御　の
き九　文　人　道一　示　三　おりまして
く十四　年　そ　三　おりまして
の十の　淀　おりまして　しろの　世
おりまして　只は　御
ら　おりまして　御　の
と御　淀　御　おりまして　吹
俳優　の　御　高
六

侍従ニ而其ノ小令倫カ
いうの三字の所の描ニ
ゐるとゝもう彩人ニ
ゐりをこゝろねがさ
そこゝろつまりゝる人
をこゝろ彩ニ而ゐる
のゝ人ゝ

○今七何女院

ゝゝ中文姫ゝゝ
西国寺ゝ相ゐの女ニ
弘安六年ニ月十六日ニ
ゝゝ文保二年四月十六日
さゝゝ小年ニ
ニ彩ニ
ゝり初ニ撰集ニ

○北山准后従一位良ゝ

○ゝの女院ニ北山淀の后

ゝゝ常盤井相国ニ
ゐる小在ニ
ゝゝ井蛙ニ

九十哭　大文女院

○北條九代記十一准后良ゝ九十哭ゝ　ゝの比世ニ
そゝゝゝゝ京田舎ニ
ニ彩尾大納ニ
ゝり彩ニ北政所ニ
ゝ流り小母后大ゐの女院ニ
外祖母ゝゝ北山准后従一位の宮ニ
東ゐの小為ゝゝ
ニゝゝゝ魂ニ寿延ニ
魂ニ皇ゐ代帝ゝ
女院ニ帝ニ代ニ
小係ゝゝ
ゝゝ良ゝ准后従一位良ゝ九十哭行ゝ
ゝゝ小母ニ
行幸ニ彩院ニ
ニゝゝ酒宴ニ

七

○皇嘉門院　諱聖子
文治二年二月廿五日薨号大安寺
千載集の作者
女房
○殷富門院
安徳天皇の后
四年四月
門院の名
百人一首
○式子内親王
内親王
○後白河院の皇女
○崇徳院の后
○後白河院
大納言
○天満宮の北方に吉祥院と
ち村の
小社
相殿
一説
祠
○菅相丞室
和漢三才図会山城佛閣
七十二末
吉祥院　在東寺坤
相傳菅丞相ノ北方吉祥
女慕爲地建寺云云
○菅相丞室
○天満宮の北方に吉祥院と
ち村の
小社
相殿
一説
祠
○雍州府志ニ神社門下
北野宮村上天
皇天暦元年六月九日遷座北野同帝天徳二年
九条右丞相造増舎屋所神寶数品之座内東間
中將殿而是菅神之嫡子也中間菅丞相真道名
而西間吉祥女則菅丞相之室也未詳為何家女
子一説西園寺家之女也住平安城西南吉祥院

里故為号

○石小路小息所

○大鏡ニハ同君の御腹の皇子帝大井氏行幸ニ富小路小息所
の御腹の皇子ニ桂皇子
ともそれ〳〵ニ書たり

○後撰集十三ニ
この三こ
人〻ニ
秋の草
なり

○貞観殿尚侍

○大鏡ニ右大臣師輔ニ
君い宣ひ
ける
ニ

○侍賢門院

○小父い南渡大納言公
雪羽渡の后ニ
ニ帝の御母后
ニ

○安嘉門院

○この人全渡の皇女
明月記ニも

○建礼門院

○同居女房西山宮歌四首

の事　文治二年の春の比

建礼門院の女房少将の尼

○高松殿　小堂関白道長公の北方

○大殿　道長公又云御堂殿

○明月記　天福二年八月二日の条に永業卿は以使告送関東貴人産遂以他界依四ヶ日馳著云々故前幕下之外祖家云々違種子児者失令功給多報何為乎云々

の夜金吾未関東使ハ書ニ基帰京ナク得哉吏外記勘
ナリ又今夕可被向ニ合テ被産吏出男子吉事後千
吏不成而逝去偏九去年ヨリ室時羽在地下ニモ

○捨皮姫君　従ちらの陸奥ニ

○御祖九代記ハ武蔵守経俊の母ハ御台所ニ定メテ
御入輿ナキ先ハ春俊の縁ニて修理亮時氏ハ娘
也年十六歳ニテ容顔美麗の女性ニて於
しまだ縫之人ニハ御うなかて捨皮姫君ともとなり
平りまらい女房なり世の人御氏めくくと是をとめる
京御所年譜記出御母君

○二ヶ人金殿

○安禄寛臣記　寛元四年夏の比より将軍の御母君
三ち人金殿御所御側のこの是より依テ御新合のとある
官ニ枯ル御立死玉ヒ又書信三ヶ信ヲ大泉板に
御修ちう甚路中の名誉松井八幡竹田ニ御祠
高板坂之仕清玄南ニ御始しし鬘御

ちノ此変テさるの後ハなし同八月八日の暁二ち人金殿御
所まテ御他界ありテ御法号ハ勝智院殿ノ院一
住蔚山性寿大禅定尼と称して

○傳通院殿　東照宮御母君様

○武徳編年集成第二　織之神君の御外祖母ハ参
州領田郡寺津の城主大河内但馬守元綱ガ後没
後門すこし苅屋の城主水野右衛門大夫忠政ニ嫁して
二男一女を儲く長男ハ下野守信元二男ハ右衛門
室仲一女ハ傳通院殿是　神君の母君ニて忠政公の
余の后子ハ皆異腹ニ忠政没後忠政離別して後段
安祥の某居有ゆる子毎嫁してのゆゑある其居ニ
離別して後大河内の息女姿色の勝れたるゆゑ
松川清康君ニ見初られ清康ニ嫁
死しての後ニ尾別海東郡津嶋の川口久助盛
諸ノ室ニ嫁の一孤盛諸早世しテハ室家ハ川口の家

源院ト称シ華陽院玉山ト号ス前ニ葬ル
ト称ス　竹通院ト称ス母堂ノ
祖母ヨリ相受ケ書四ト云ヒ又十回忌ノ時細源院ト
称ス造営ヲ始メヨリ葬儀ヲ終リ田園世ヲ
辞シ永ク寄舟ノ号ヲ称シ世ヲ終ル

○良正院殿

○武佐編年集成ニ永禄又ハ四年三月逝ク子
静及ビ多ク子長照ト中長照ハ紀州熊野山七家人
内常泰ノ寺ヲ継ク三子長照ト云ヒ長野ノ
寺四子氏長ハ三子長照ト云ヒ長野ノ
ハ石見ヲ守リ千七百石ヲ領ス氏次ハ後三子ヲ称ス
又長照ノ妹　神名ハ伝ヘス永禄四年三月逝ク子
西影ノ子ト称ス後ニ服ノ名ハ北條氏直ノ室トナリ
小傳ヲ以テ池田狩政ニ再嫁ス母像ヲ画ク良正院
ト号ス長照ノ子多ク之ヲ略ス長男大隅長次大番組頭

○通念院桂室泰栄尼

○武徳編年集成ニ永禄四年八月二日ノ卒伯
母名ハ伝ヘス卒去　清康君ノ御娘ト号ス

○大虔院英岩

○清井備前守女　豊臣太閤北政所ノ
所堂原院女ノ御所君ト
称ス慶安四年卒

○崇源院　勝院一位和興大姉

○山城名勝志　清井伯耆守女　受宅邸養源院鐘銘ニ云ク
崇源院贈従一位和興大姉通称再興給孤園崇源院
者台徳院之御内室英岩之御妹廿院之御母
堂也ト云ヘリ　家忠日記　慶長四年　月ノ
台徳院君ノ御臺所崇源院伝ノ自筆ノ状ニ江城ヘ下

ありし由なり

○南明院　朝日姫　○豊臣太閤の御妹なり
天正十八年正月十四日於聚楽薨去號朝日姫葬
東福寺号南明院

○織田信長公女　徳姫　見星院香岩寿桂
○武徳編年集成十四　永禄二己未年十月信長息
女五徳姫を称し後ニ岡崎三郎信康君の室
となりし生害の後終りハ洛陽烏丸中御門ニ寓居
せらる　寛永十三丙子年正月十日七十八歳ニして
卒去大徳寺より塔頭総見院の内大端寺ニ葬り
見星院香岩寿桂と号して　○同書ニ永禄十丁卯年
五月廿七日徳姫君岡崎へ入輿の事あり　今年九歳と

○豊太閤北政所　湖月尼　○従一位高臺院
殿よりの京都東山高臺寺ニ像并ニ墓あり　高臺
院快陽心公大姉と諡号御法名湖月尼公
ところの寺ハ昔御居の跡なりしとぞ
○武徳安民記二　慶長三年　北政所　太閤五奉行被遂評議
太閤之遺命ニ任せ来春秀頼大坂之城へ移り可
給旨決定し北政所ハ大坂西丸ニ住
居しのありし自　神君被仰せらるゝにて政所ハ
洛陽大炊御門之末の御所ニ有移徙可加なりしか
被為ハ太閤御草創の始より糟糠の妻ニ而最御
睦なる被定住居可然として北政所ハ高臺寺ニ移りて太閤
の霊を弔ひ給ふ後人軽しく言ハ是ハ木下肥後守家定の妹
にて剃髪の後高臺院と号し湖月尼公と称して寛
永元年九月六日ニ逝去

○秋の丸殿　○豊臣太閤秀吉公の妾
妾にて法名ハ壽芳院月晃盛久禅尼といふ京都紫野
総寺ハ天智天皇の御草創ニ而　大本山といふ
初ハ南都ニ在りし三論宗慧源僧都の開基なりし

○石凝日目
○女婦雅称
○盤之姫
下作盤姫之字ナレ
驪姫作ㇾ之
○おほつづみ
○大和物語上
○町尻君
○後拾遺九
○甘がいのきみ
○同集七
○仁徳紀五十二年
○萬葉四
梅頭邪代酔五日辛云以
○いつくしき心操の
○西漢書九十四匈奴傳下
霊三十万衆、囲於平城、七日不食、時奇謀
士、石畫之臣甚衆。洋師古曰石言以堅固如石
也

○明月記　寛喜二年十月廿九日　法性寺殿
加州家室　北政所　北条氏　母
五条二丹後　又家室　盛連被官人房　犯
又通宗女　七ヨリ八見此栄色奉ト此由ヲ尚自用
其妻尸ヲ家中也　即白金ヲ進ム

○りうもん　万代

○ちごよ　万代

○ちもつる　栖鶴ヲ

○明月記　寛喜二年二月九日ヨリ　於尸ヲ軍廿房一
ちそ利

○信明集　そそろのすつかうみよりも
人しれぬものおもひありあけの月
○後撰集十恋　人のもとつかはしける
つらくもあるかな人の人

○羽衣

○明月記　寛喜二年三月廿九日　今朝雖二
昨晩已明ノ酒令ヲ雖ヲ
神供海味ヲ設ヲ
也　其妻羽衣所生　范資又不幸　旅舎
ちく

○つる返

○明月記　寛喜二年三月廿九日　今朝雖少
死去病起頗如ヲ　皇子半ノ
品自ヲ尚深ヲ　飲食不通　漸ヲ
○今河内　いなり

○後撰集十六　雖二
ちる　春ヲ
まつ山ちかきいなりの

○河茶屋

雛仕

○武徳安民記土佐国肥後侯従二大坂西海一帰レ国之節、
夢の中大坂御発駕より後、国中土民悲歎之体、永く後世肥後侯
国中土民大和政を慕ひ候仕方と同様之事ども
今以語伝ふ
○久方
○不止栄
○明月記 天福元年七月二日早旦京都非常之事ニ
載櫃俄ニ実検 副書状 又ハ 此処ニ 有之ニ 不止栄。
止。不止栄。
○玉松
○古風体
○同記 天福元年七月二日 雛仕。引板。笛竹。管弦。後
杉。
○波津草
○同記 同上ニ 比頃 書て。波津草若水の事
○笛竹
○後杉

○若水

事ニ名言ニ宜ニ
○衣笠
○明月記 天福二年九月十二日午時許法印東坊
城宝前ニ一日可令ニ参入一之由 有ニ仰下一 参入之処
主殿頭(助室)親利言伝次 今夜祝自四日 敦不及言伝 晩更ニ
○ぶらぶら
○ぶらつく
○花盗草 上ニ 二人の大勇気 一人 ぶらぶら一人いきつく
つきつく。 ○ 花盗草 盗ニ 花ニ 盗ニ 牛ニ 膝のつきた
よふなれ共 ぶらぶらと 牛ニ 乗ニ ぶらぶらと 行ニ
ていた男牛ニ うちつけ ぶらぶらと 行ニ
ぶらぶらと 行ニ 牛ニ 腹の大きさよふ 大き
腹ぶらぶらと 行ニ

廿

○杉風

○明月記　文暦二年六月九日迎小納言入道親長女子ノ為ニ和合女御曲水ノ文事等雖列書与姉同事ニ

○とまれかくて

○金槐集　ものゝふの八十うぢ川の網代木にいさよふ波の行へしらずも　源実朝

○古今集　いにしへの奈良の都の八重桜けふ九重ににほひぬるかな　伊勢

○梅が枝

○吉野拾遺　ゆく春を近江の人と惜しみけり　芭蕉

○臺廿名

○おもひつゝ上古の人や花に泣　其角

○延喜式神祇式巻二　下照比賣社一座或号比賣許曾社ニ坐ス